

秋田市下水道管路維持管理包括業務委託

要求水準書

令和8年8月

秋田市上下水道局

目 次

第1章 総則.....	1
1 目的.....	1
2 適用範囲.....	1
3 事業期間.....	1
4 費用の負担.....	1
5 秘密の保持.....	1
6 関係法令等の遵守.....	2
7 中立性の堅持.....	2
8 公益確保の義務.....	2
9 不誠実な行為等の禁止.....	2
10 提出書類.....	2
11 官公署等への手続.....	3
12 業務実施体制.....	3
13 再委託.....	3
14 業務責任者等および業務従事者の配置.....	4
15 業務従事者名簿の提出.....	6
16 身分証明書の携帯.....	6
17 地域住民等との協調.....	7
18 協力義務.....	7
19 損害賠償および保険の付保.....	7
20 業務計画書の作成.....	7
21 定例報告会の実施.....	8
22 打合せおよび記録.....	8
23 業務を実施する場所.....	8
24 機材の準備.....	9
25 貸与資料および貸与品.....	9
26 参考図書.....	10
27 業務履行上の提案.....	10
第2章 安全管理.....	11
1 一般事項.....	11
2 安全教育.....	11
3 労働災害防止.....	11
4 公衆災害防止.....	12
5 局地的な大雨等に対する安全管理.....	12
第3章 業務内容.....	14
1 一般事項.....	14
2 業務報告書等の作成.....	15
3 維持管理等業務.....	15
4 修繕業務.....	24
5 問題解決業務（雨天時放流水質調査業務）.....	26
6 住民対応業務.....	27

7	計画業務.....	29
8	設計業務.....	31
9	統括管理業務.....	32
10	その他業務.....	36
第4章	業務の履行条件.....	38
1	委託料の支払.....	38
2	精算方法.....	38
3	プロフィットシェア.....	40
4	業務の完了.....	40
5	設計変更.....	40
6	リスク分担.....	40
7	過去の実績資料.....	40
8	その他.....	41

用語の定義

本要求水準書における用語の定義は、以下に定めるところによる。

用語	定義
委託者	秋田市上下水道事業管理者をいう。
委託者等	委託者および委託者が本業務の履行監視、モニタリング、および技術的指導などのために発注する【仮称】下水道管路維持管理包括業務委託履行監視業務委託を受注した者（以下「履行監視受託者」という。）をいう。
受託者	委託者と契約により本業務又は関連する業務を受注した事業者をいう。
関係法令等	本業務を履行する上で準拠、遵守しなければならない法令、条例、規則等のことをいう。
再委託	受託者が、関係法令等の許す範囲内において、業務の一部を第三者へ委託することをいう。
再委託先	受託者より再委託を受けた事業者のことをいう。
電子記録媒体等	書面および各種文書を電子ファイル形式で作成したものおよびそれをDVD、不特定多数の第三者が閲覧不可能なクラウド等の電子記録媒体へ保存したものの両方又はその一方のことをいう。
指示	委託者の発議により、委託者等が受託者に対し、委託者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
承諾	受託者の発議により、受託者が委託者等に報告し、委託者が了解することをいう。
協議	委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
提出	委託者等が受託者に対し、又は受託者が委託者等に対し、業務に係る電磁的記録等を説明し、差し出すことをいう。
報告	受託者が委託者等に対し、業務の状況又は結果について電磁的記録等により説明し、知らせることをいう。
連絡	委託者等と受託者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等の署名又は押印が不要な手段により、互いに知らせることをいう。

用語	定義
法定点検	法令等に基づいて行う下水道管渠等の点検のことをいう。 排水樋門樋管点検においては、河川の堤外地が計画高水位より低い区域にある樋門等の点検のことをいう。
通常点検	下水道管渠等の機能維持、劣化状況の把握等のため行う点検のことをいう。排水樋門樋管点検においては、河川の堤外地が計画高水位より高い区域にある樋門等の点検のことをいう。
専任	本業務内における責任者の兼務を不可とすることをいう。 ただし、秋田市が発注する他業務との兼務は妨げない。
配置	受託者が本業務を遂行するために、必要な資格・経験を有する職員を、当該業務の担当者として任命し、当該職務を遂行させることをいう。
P P P 代理人	本業務の契約について委託者と協議を行うほか、委託者から支払われた報酬を構成員へ分配する者をいう。
統括責任者	委託者との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に限り一切の権限を行使する者をいう。
業務責任者	個別の業務区分ごとに、当該業務の計画、実施、進捗管理、品質および安全の確保ならびに委託者への報告について責任を負う者をいう。
管理技術者	コンサルタント業務に係る個別の業務区分ごとに、当該業務の計画、設計、実施、進捗管理、品質および安全の確保ならびに委託者への報告について責任を負う者をいう。
照査技術者	管理技術者が実施した計画、設計、点検・調査結果、報告書その他の成果品について、技術的妥当性、整合性および誤記・漏れの有無等を第三者的立場から確認・照査し、その結果に責任を負う者をいう。
主任技術者	修繕業務（計画的修繕業務、緊急修繕（小破修繕））の計画、実施、進捗管理、品質および安全の確保ならびに委託者への報告について責任を負うほか、現場で管理する者をいう。

第1章 総則

1 目的

本業務は、秋田市上下水道局が所管している下水道管路施設等の維持管理に係る業務（点検、調査、清掃、草刈、修繕、住民対応、問題解決、計画策定、詳細設計、統括管理等）を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設に係る維持管理と更新の一体的マネジメントの実現を図り、業務の効率化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 本要求水準書は、「秋田市下水道管路維持管理包括業務委託」に適用する。
受託者は、本要求水準書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- (2) 業務の概要は、別紙「業務概要」に示すとおりである。
- (3) 本要求水準書および図面に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

3 事業期間

本業務の事業期間は、以下のとおりとする。

委託契約締結日の翌日から令和19年3月31日まで

ただし、委託業務の開始日は、令和9年4月1日からとする。

4 費用の負担

- (1) 本業務の履行に当たり、委託者又は受託者が負担する費用は、別紙「委託者又は受託者が負担する費用」に示すとおりとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、業務の検査等に伴う必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

5 秘密の保持

本業務は、機密事項を取り扱うものであり、受託者には厳正な事務処理が求められることから、業務に当たり、次の各号に示す事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た委託者の機密事項を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約終了後又はこの契約の解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本委託業務の履行上必要な場合を除いて、その取り扱う委託者の機密事項を第三者に提供してはならない。

- (3) 受託者は、本業務の処理において取り扱う委託者の機密事項を利用の目的の範囲を超えて利用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の処理において取り扱う委託者の機密事項を当該事務処理の用以外の目的で複写又は複製をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務が終了した場合は、委託者が業務の処理のために提供していた委託者の機密事項が記録された資料を委託者に返還しなければならない。
- (6) 本業務の実施により得られた資料および成果の所有は委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾なくこれらを公表してはならない。

6 関係法令等の遵守

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和8年4月1日以降適用）」に掲げる法令のほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係法令等の運用および適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。なお、建設業退職金共済制度および建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

7 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

8 公益確保の義務

受託者は、業務に当たっては、公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

9 不誠実な行為等の禁止

- (1) 受託者は、礼節を守り、秩序ただしい言動および身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応しなければならない。
- (2) 受託者に違反又は委託者等の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は委託者等からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図らなくてはならない。その後も改善が認められなかった場合には、使用人等の変更を行うものとする。

10 提出書類

- (1) 受託者は、業務の履行開始前に、業務計画書等の委託者等が指示する書類を提出し、その承諾および身分証明書の発行を受けた上で本業務を開始しなければならない。各書類の様式は委託者等の指示および協議により定めるものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、直ちに変更届（変更版）を委託者等に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行開始以降、本業務の実施期間中において、委託者等が指示する書類がある場合は提出しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務が完了したときは、業務完了報告書等の委託者等が指示する書類を速やかに提出しなければならない。
- (5) 受託者は、前各号の提出書類のほか、委託者等が指示した書類は、指定した期日までに提出しなければならない。

11 官公署等への手続

- (1) 受託者は、本業務の履行期間中、関係官公署その他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署その他の関係機関への届出等を受託者の責任と負担において、速やかに関係法令等の定めるところにより行わなければならない。なお、届出等に先立ち、その内容を事前に委託者等に報告しなければならない。また、委託者等が行うべき届出等は、受託者は書類作成および手続等に協力しなければならない。
- (3) 受託者は、関係官公署等との協議を必要とする場合又は協議を受けた場合は、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、民有地等に立入りをを行う場合は、占有者および管理者もしくは所有者の承諾を得なければならない。

12 業務実施体制

- (1) 受託者は、速やかに別紙「業務実施体制」に定める体制を整えなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、別紙「業務実施体制」に示すもののほか、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置しなければならない。

13 再委託

- (1) 受託者は、業務を再委託する場合は、業務の履行に先立ち、再委託先の名

称、再委託の種類、金額、期間、範囲および理由ならびに再委託先に対する指導方法等について、書面により委託者等に届け出なければならない。また、業務の履行期間中に再委託先を変更する場合も同様とする。

- (2) 受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先に、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為およびその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先との契約において、再委託先を監督するための手続および方法について具体的に規定しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、委託者等の求めに応じて、その状況を速やかに報告しなければならない。
- (5) 委託者等は、業務の実施に当たり、著しく不適當であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

14 業務責任者等および業務従事者の配置

- (1) 受託者は、本業務の履行のために必要な人員を配置しなければならない。

なお、各年度の6月1日から9月30日までの期間においては、2班体制で住民対応業務等を実施しなければならない。

- (2) 受託者は、本業務の契約について委託者と協議を行うとともに委託者から支払われた報酬を構成員へ分配するため、PPP代理人を専任しなければならない。なお、PPP代理人は以下のアの条件を満たす者でなければならない。

ア 代表となる構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者

- (3) 受託者は、業務全体を一元的に統括管理するための統括責任者を1名専任しなければならない。また、統括責任者とPPP代理人は、兼務してもよいこととするが、統括管理業務以外の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者との兼務は行ってはならない。なお、統括責任者は以下のアの条件を満たし、加えてイ又はウの条件を満たす者でなければならない。

ア 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者

イ 建設業法第27条に基づく認定を受けた「1級もしくは2級土木施工管

理技士」、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条の有資格者、地方共同法人日本下水道事業団の「下水道管理技術認定（管路施設）」の合格認定者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」もしくは「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者又は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に基づく登録を受けた「技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道）」の資格を有する者

ウ 下水道管路施設の維持管理業務（調査、清掃又は管路の修繕に限る。）に関する 7 年以上の実務経験を有する者

- (4) 受託者は、統括責任者を補佐するため、副統括責任者を必要に応じて配置することができる。副統括責任者は、業務に従事する者の技術上の指導監督を行うとともに、統括責任者の不在時にその業務を代行しなければならない。なお、副統括責任者は以下の条件を全て満たす者でなければならない。

ア 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約がある者

イ 建設業法第 27 条に基づく認定を受けた「1 級もしくは 2 級土木施工管理技士」、下水道法第 22 条の有資格者、地方共同法人日本下水道事業団の「下水道管理技術認定（管路施設）」の合格認定者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」もしくは「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者又は技術士法第 32 条に基づく登録を受けた「技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道）」の資格を有する者

ウ 下水道管路施設の維持管理業務（調査、清掃又は管路の修繕に限る。）に関する 5 年以上の実務経験を有する者。

- (5) 受託者は、修繕業務の実施においては、建設業法等の定めに従い、各構成員が必要な主任技術者を配置することとする。なお、主任技術者の専任要件等については、秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）に定めるところによる。

- (6) 受託者は、点検、調査等の現場作業を実施する場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第 2 種酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者を 1 名以上現場に配置しなければならない。

- (7) 受託者は、排水樋門樋管の法定点検の実施においては、以下に掲げる条件を満たす管理技術者を配置しなければならない。

ア 技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））の資格を有する者

イ 排水樋門樋管点検業務もしくは同種業務に従事した実績を有し、かつ、

当該業務内容に良く精通していること又は同等の経歴を有すること。

- (8) 受託者は、計画業務を実施する者として、以下に掲げる条件を満たす管理技術者および照査技術者を配置しなければならない。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

ア 管理技術者については、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有する者、照査技術者については、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有する者

イ 管理技術者については、ストックマネジメント計画（長寿命化計画を含む。）の策定業務において管理技術者又は照査技術者として従事した経験を有すること。

- (9) 受託者は、設計業務を実施する者として、以下に掲げる条件を満たす管理技術者および照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、そのほか高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。なお、管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならないとともに、主要な設計協議および現地調査に出席しなければならない。

ア 技術士（総合技術監理部門（下水道）もしくは上下水道部門（下水道））、シビルコンサルティングマネージャー（下水道）又は建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号ロに該当するもの（下水道に限る。）のいずれかの資格を有する者

- (10) 配置する技術者の資格要件として、本書の別紙「配置技術者の資格要件」に示す。

- (11) 受託者は、配置する業務責任者および有資格者について、原則として継続して配置するものとする。ただし、退職、異動、疾病その他やむを得ない事由により変更が必要となった場合は、委託者の承認を得た上で、同等以上の資格、経験および能力を有する者を配置することができる。

15 業務従事者名簿の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、業務従事者名簿を作成し、速やかに委託者等に提出しなければならない。

16 身分証明書の携帯

- (1) 受託者は、「身分証明書交付願」により身分証明書の交付を受けなければならない。ただし、委託者が不要と認めた場合はこの限りでない。

- (2) 受託者は、本業務を実施している間、身分証明書を常時携帯し、関係者からの請求があったときはこれを提示しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務完了後、身分証明書を返還するものとする。

17 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、可能な限り障害の軽減を図り、紛争等が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、地域住民等から苦情又は要望等があった場合は、遅滞なく委託者等に連絡の上、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告しなければならない。
- (3) 受託者は、本委託業務において、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等を受け取ってはならない。使用人および再委託先等についても同様とし、当該行為について十分指導、監督すること。
- (4) 使用人および再委託先等が前号の行為を行った場合は、受託者がその責を負うこと。
- (5) 本業務の実施において、地域住民等との間に紛争等が生じた場合、受託者がそれを解決しなければならない。

18 協力義務

- (1) 受託者は、関連業務の受託者等と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と対等に連携し、協力しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査、試験、検査等に対して、委託者の指示によりこれに協力しなければならない。

19 損害賠償および保険の付保

受託者は、本業務の履行に伴い生じた事故等により、委託者および第三者に損害を及ぼした場合における損害賠償を担保するため、次により保険契約を締結しなければならない。

- ア 適切な賠償責任保険に加入すること。
- イ 保険証書の写しを委託者に提出すること。

20 業務計画書の作成

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、業務計画書を作成し、委託者等の承諾を受けなければならない。業務計画については業務全体として最適な工程と

なるよう、ワークライフバランスや業務の平準化を念頭に計画すること。

(2) 業務計画書には、以下の事項を記載すること。

- ア 業務概要
- イ 業務実施体制（組織図、職務分担、緊急連絡体制等）
- ウ 業務実施方針
- エ 年間実施計画
- オ 安全管理計画
- カ 品質管理計画
- キ 関係機関との協議・調整計画
- ク その他委託者が指示する事項

(3) 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに業務計画書の変更版を委託者等に提出し、承諾を受けなければならない。

21 定例報告会の実施

- (1) 受託者は、委託者等への定期的な報告を行うため定例報告会を開催しなければならない。
- (2) 定例報告会においては、受託者から業務の実施状況報告等を受けるほか、必要に応じ、委託者等から業務における指示および報告等を行うものとする。
- (3) 定例報告会には、統括責任者が出席しなければならない。ただし、統括責任者がやむを得ず出席できない場合は、副統括責任者が代行することができる。
- (4) 定例報告会は、月に1回程度開催することを基本とし、必要に応じて増減できるものとする。

22 打合せおよび記録

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者等と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成しなければならない。また、打合せ記録簿は速やかに委託者等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (2) 統括責任者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 受託者は、夏季休暇、年末年始休暇、大型連休等における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により委託者等に事前に報告しなければならない。

23 業務を実施する場所

- (1) 受託者が業務を実施する主たる事務所として、委託者の施設である「川口汚水中継ポンプ場（秋田市檜山登町12-43）」を業務の履行期間内に限定し

て使用できるものとする。ただし、使用に当たっては行政財産の使用許可申請の手続を行うこと。なお、受託者が使用できる執務室および区域等は委託者が別途指示するものとする。

- (2) 受託者は、委託者の施設である川口汚水中継ポンプ場（以下「事務所」という。）を使用する場合は、善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、本業務の目的外に使用してはならず、委託者の承諾なく改造等を行ってはならない。
- (3) 受託者は、事務所を損傷、滅失等した場合は、直ちに委託者に報告しなければならない。この場合において、受託者の責めに帰すべき事由により事務所が損傷、滅失等した場合は、委託者の指示に従い、速やかに原状復旧し、又は損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務の履行期間が終了した場合は、受託者は、委託者の指定する期限までに、受託者の負担において事務所を原状回復しなければならない。この場合において、受託者が損害を被ることがあっても、委託者は補償の責めを負わない。
- (5) 事務所の備品等については、委託者の承諾を得た上で使用することができる。ただし、本業務の履行期間終了時に原状回復すること。また、当該備品の故障等による修理、交換等の費用については、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、事務所の秩序の維持および整理整頓等に努めるとともに、火災および盗難の防止に努めなければならない。
- (7) 受託者は、業務に関係のない者又は車両等を事務所敷地内に立入らせてはならない。また、本業務に関係のない私物等を事務所敷地内に持ち込んではいない。
- (8) 受託者は、事務所敷地内において、指定された場所以外に車両等を駐車してはならない。
- (9) 受託者は、事務所では業務に専念し、業務に無関係な営業活動又は事務処理等を行ってはならない。

24 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備しなければならない。現場条件等を踏まえ、迅速な対応が取れるよう準備すること。

25 貸与資料および貸与品

- (1) 委託者は、別紙「貸与資料等リスト」に示す資料および物品等を業務の実施に必要な都度、受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、前号の貸与を受けようとする場合は、事前に「資料・物品貸与

申請書」を委託者に提出し、その承諾を得ること。また、貸与できる期間や条件については、その都度協議すること。

26 参考図書

本業務の履行において参考とする図書は、別紙「参考図書」に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

27 業務履行上の提案

本業務の履行については、国が示す下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版等の趣旨により、法令等に反しない限り、受託者のノウハウ、知見、技術力等による確実な業務履行と業務量確保等のもと、公募型プロポーザルにおける書類提出および提案段階等および業務実施中において、本要求水準書の要旨に準じたうえで自由な業務実施方法等の提案を行うことができる。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり公衆災害、労働災害および物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）等の定めるところに従い、それらの防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、「5 局地的な大雨等に対する安全管理」に従うとともに、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。また、地震等の災害が発生した場合に備え、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (4) 受託者は、作業に当たっては下水道施設又はガスパ等の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (5) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに委託者および関係官公署に報告するとともに、必要な処理を講じること。
- (6) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに委託者に届け出ること。

2 安全教育

- (1) 受託者は、本業務に従事する者に対して、定期的に労働安全衛生法に基づく教育その他当該業務に関する安全教育等を行い、業務従事者の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホールや管きょ等に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素濃度および硫化水素濃度の測定結果は、記録、保存し、委託者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者および他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者および通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人および車両交通等の安全確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両および歩行者の誘導および整理を行うこと。
- (4) 受託者は、道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、道路使用許可条件を遵守すること。
- (5) 秋田県が指定する市内の路線において本業務に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）に基づき、交通誘導警備業務検定合格者（1級又は2級）を配置すること（警備業者の警備員とする。）。なお、交通誘導警備員の配置について、道路状況等により所轄警察署等の指示があった場合は、委託者と協議し、必要な箇所に配置するものとする。また、受託者は、交通誘導警備業務検定合格証（写し）を委託者に提出しなければならない。
- (6) 作業に伴う交通処理および保安対策は、本要求水準書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (7) 前号の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、その協議結果を委託者等に報告すること。

5 局地的な大雨等に対する安全管理

下水道管路施設等内においては、局地的な大雨等による急激な雨水流入により、流速および水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道管路施設等内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断する等の予防的な対応も含め、受託者は下水道管路施設等内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。下水道管路施設等内での作業等を実施する場合は、次の内容を遵守すること。

- (1) 下水道管路施設等内での作業を行う場合は、気象情報や降雨状況に注意

し、安全の確保に努めること。

- (2) 下水道管路施設等内での作業を行う場合は、作業開始前に、作業内容、作業時間、作業箇所の水位や流速および避難方法（情報の伝達体制を含む。）等について、その都度ミーティングを実施し、安全管理の内容について業務従事者全員に周知徹底するとともに、写真や書類等により記録すること。
- (3) 下水道管路施設等内に流水機能を阻害する構造物を設置しないこと。
- (4) 受託者は、次の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。特に、次のいずれかの場合には作業等を即時中止すること。
 - ア 当該作業箇所又は上流域に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合
 - イ 当該作業箇所又は上流域に降雨や雷が発生している場合又は発生した場合
- (5) 受託者は、局地的な大雨等による増水に備えるため、次に示す内容を安全管理計画として業務計画書に明記し、委託者等の承諾を得るとともに、その内容について業務従事者全員へ周知徹底を図ること。なお、具体的な安全対策等については、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（国土交通省）を参考にすること
 - ア 現場特性の事前把握
 - イ 作業等の中止基準・再開基準の設定
 - ウ 迅速に退避するための対応
 - エ 日々の安全管理の徹底
- (6) 気象警報又は注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。

第3章 業務内容

1 一般事項

- (1) 作業に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用する等、必要な保護措置を講じ、下水道管路施設等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 作業に当たり、仮締切りを必要とする場合は、事前に委託者等の承諾を得ること。
この仮締切りは、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れが生じた場合は、直ちにこれを撤去すること。
- (3) 受託者は、作業に当たり、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および秋田市公害防止条例（平成9年秋田市条例第7号）等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者が委託者等の指示に反して作業を続行した場合および委託者等が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業に当たっては、道路その他の工作物を搬出泥土等で汚損させないこと。万一、汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器又は仮設物等を搬出し、下水道管路施設等内に絶対に放置してはならない。また、作業箇所の清掃に努めること。
- (7) 作業の着手前に、現地の確認を十分に行い、近隣住民への作業のお知らせ方法、交通対策、交通誘導警備員の配置、保安柵の設置および使用機材等を検討し、その資料を委託者等に提出し、承諾を得てから着手すること。また、所轄消防署および警察署等への届出を行うこと。
- (8) 受託者は、作業に当たり、必要な作業車両等を配置するとともに、事前に作業車両の機種、能力、台数等を委託者等に届け出ること。
- (9) 本業務の履行に当たり、委託者等が事務所又は作業現場に常駐し、管理監督を行う場合があり、委託者等からの助言・指導について、受託者は真摯に対応しなければならない。
- (10) 委託者等は、必要に応じて、受託者の業務履行状況について随時報告を求め、また、調査を行うことができる。
- (11) 調査等の結果、緊急で対応が必要だと発覚した管路施設が見つかった場合、速やかに委託者に報告し、修繕を行う。なお、改築が必要と判断される場合は、委託者が対応する。
- (12) 本要求水準書に明記されていない事項で、業務の実施上、当然必要な事項については、「秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和8年4月1

日以降適用)」に準拠するものとする。

2 業務報告書等の作成

(1) 年次業務報告書

受託者は、毎年度開始日から 14 日以内に、前年度に履行した業務の内容および進捗状況等を網羅した年次業務報告書を作成し、電子記録媒体等により委託者等に提出しなければならない。

年次業務報告書には、各業務の年間の業務報告を取りまとめることとし、各業務の報告の内容については、各項目を参照すること。

なお、年次業務報告書に記載する考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化および質の向上に資する提言を含めるものとする。また、受託者が行う維持管理計画の見直し検討業務等に活用すること。

(2) 月次業務報告書

受託者は、毎月の 5 日までに前月分の月次業務報告書を作成し、電子記録媒体等により委託者等に提出すること。

月次業務報告書には、各業務の月間の業務報告を取りまとめることとし、各業務の報告の内容等は、前号の年次業務報告書の内容に準ずること。

3 維持管理業務

本業務は、委託期間内に実施する管路施設の維持管理業務である。また、詳細な下水道管路施設の位置は下水道台帳によるものとする。

(1) 点検業務（マンホール等）

本業務は、別紙「業務概要」で指示する下水道管路施設について、異常箇所を早期に発見するために行うことを目的に、「(3) 調査業務」の対象管渠の前後のマンホールと、別紙「特記仕様書 1」で指示する 5 年に 1 回の点検が必要な腐食の恐れが大きい箇所（マンホール等）について、地上部、マンホール蓋、マンホール内面および可視範囲の管内の状況について、点検を実施するものである。

ア 点検計画書の作成

受託者は、点検に当たり事前に次の事項を記載した点検計画書を提出すること。

(ア) 点検概要

(イ) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制）

(ロ) 点検計画（使用機器、点検方法、実施工程等）

(ハ) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）

(ニ) その他、委託者が指示する事項

イ 点検の範囲

点検は目視等により、次の表のとおり行うことを基本とする。ただし、受託者の持つ知見、D Xの活用等による省力化等によっても同等の効果が得られる場合は、協議により変更できるものとする。

点検項目		点検内容
の地 状上 況部	道路面の状況	①亀裂、沈下、陥没、隆起の有無
		②溢水の有無
		③周辺状況等の確認
マン ホー ル 蓋 の 状 況	耐荷重種類別	道路区分に対して蓋の荷重仕様を確認
	浮上防止機能	浮上防止機能の有無を確認
	転落防止機能	転落防止機能の有無を確認
	外観	強度に影響を及ぼすクラック・欠け等を目視により確認
	がたつき	車輛通過時の音あるいは足踏みによる動きの確認
	表面摩耗	蓋表面の最小残存模様高さをデプスゲージ等による測定
	腐食	蓋表面および裏面の錆出し表示の消滅および蓋の開閉性能確認
	機能の作動	浮上防止、かぎ構造等の機能の作動状況確認
	蓋・枠間の段差	蓋と枠の段差を目視又はデプスゲージ等による測定
	その他	高さ調整部の欠け・充填不足等、周辺舗装損傷および段差確認
マン ホー ル 内 部 の 状 況	流下および堆積の状況	①滞水の有無
		②流下障害物の有無（土砂・モルタル・油脂・木根等）
		③インパートの形状確認、洗掘・破損の有無
		④副管の閉塞・破損の有無
	損傷の状況	①足掛金物の数確認、腐食・がたつきの有無
		②ブロックの破損、クラック、腐食、ずれ、目地不良の有無
		③側壁および床版の破損、クラック、腐食の有無
		④本管および取付管の管口不良の有無
		⑤不同沈下の有無
	不明水の状況	地下水の侵入の有無
本 管 内 部 の 状 況	流下および堆積の状況	①滞水の有無
		②流下障害物の有無（土砂・モルタル・油脂・木根等）
		③たるみ、蛇行、閉塞の有無
		（反対のマンホールからライトを当てた場合）
	損傷の状況	①破損の有無
		②継手不良の有無
		③取付管の突出の有無
その他		①悪質下水の流下の有無
		②有害ガス、臭気の発生の有無

ウ 点検記録写真の作成

受託者は、次の各項に従って点検記録写真を撮影し、点検完了時には工種および工程ごとに編集したものを点検記録写真帳に整理し、業務完了届に添付して委託者等に提出すること。

(ア) 撮影は、保安施設の状況、使用機械の設置状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、委託者が指示する内容について行うこと。

(イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象および受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。ただし、撮影で黒板を入れての撮影が困難であ

る場合においては、この写真帳に明記すること。

- (ウ) 写真はカラー撮影とし、箇所ごとに整理し、ファイリングした書面およびフォルダへ分類した電子媒体等（JPG 形式）で提出すること。

エ 異常時の対応

点検の続行が困難となった場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から点検する等点検の完遂に努め、その原因を把握すること。

オ 報告書の提出

- (ア) 点検結果は、電子記録媒体等により報告書を作成し、提出すること。
- (イ) 点検結果を電子記録媒体等に収録する場合は、指定の電子記録媒体等に収録すること。
- (ウ) 点検結果の判定基準については、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）」に記載されている内容に準拠する。
- (エ) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - a 報告書
 - b 不良箇所写真帳
 - c 電子記録媒体等
 - d その他委託者が指示するもの

カ その他

- (ア) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに委託者等に報告すること。
- (イ) 本要求水準書等に特に明示していないことであっても、作業遂行上、当然必要なものは受託者の負担において処理すること。

(2) 点検業務（排水樋門樋管）

本業務は、別紙「特記仕様書 2」で指示する秋田市内の河川（一級河川旭川ほか）における委託者が管理する河川構造物（樋門・樋管）の内、堤外地が計画高水位より低い区域にゲートが設置されている 21 箇所について法定点検（ゲート、門柱、操作台、吐口等の現地点検診断）を年 1 回 6 月前までに実施し、健全度を判定するものである。

また、堤外地が計画高水位より高い区域にゲートが設置されている 79 箇所については、通常点検（ゲート、門柱、操作台、吐口等の簡易点検診断）を年間 1 回 6 月前までに実施し、結果を報告するものとする。

なお、簡易点検診断は、目視による点検で、施設に破損や異常等がないかを確認するものとする。

ア 計画準備

本業務の目的・主旨を理解した上で、本要求水準書に示す業務内容を把

握し、全体的な業務方針、業務計画を検討し、本業務の実施計画を立案する。

イ 現地点検

「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」や「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）」等に基づき、樋門等河川管理施設毎に設定された項目について以下のとおり行うものとする。

(ア) 引上げ式ゲート

a 門柱・操作台・吐口部（管体内を除くコンクリート構造部）

現地点検は、台帳等を基に、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」に基づき、点検および評価を実施し、確認された変状について、現地の状況、設計・施工の状況を勘案して変状原因を推定する。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、電子記録および書面でその内容を委託者等に報告する。

b ゲート部

現地点検は、台帳等を基に、「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）」に基づき、点検および評価を実施し、可能な限りの負荷状態において運転しながら設備の状況確認および動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、操作盤等の目視による外観の異常の有無ならびに前回点検時以降の変化の有無について確認を行う。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、電子記録および書面でその内容を委託者等に報告する。

(イ) フラップゲート

a 吐口部（管体内を除くコンクリート構造部）

現地点検は、台帳等を基に、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」に基づき点検および評価を実施し、確認された変状について、現地の状況、設計・施工の状況を勘案して変状原因を推定する。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、電子記録および書面でその内容を委託者等に報告する。

b ゲート部

現地点検は、台帳等を基に、「河川用ゲート設備点検・整備標準要領

（案）（国土交通省）」に基づき、点検および評価を実施し、可能な限りの負荷状態において設備の状況確認および動作確認、扉体、戸当り等の目視による外観の異常の有無ならびに前回点検時以降の変化の有無について確認を行う。

変状が大きく緊急対応が必要と判断された場合は、直ちに委託者等に報告するとともに、電子記録および書面でその内容を委託者等に報告する。

ウ 点検結果の整理

イの現地点検で得られた結果について、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」や「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）」に基づく点検様式で点検結果を作成し、とりまとめる。

(3) 調査業務

本業務は、別紙「業務概要」およびストックマネジメント計画に基づく調査対象の下水道管路施設および雨水吐口等について、予防保全の視点から対象施設の重点化や絞り込みを行った上で一定の周期による時間計画的な調査を実施するものである。なお、調査箇所は、委託者と協議の上決定するものとする。

管路施設の調査方法は、「視覚調査」による。

内径 800mm 未満の管渠については原則として「テレビカメラ調査」、その他は「潜行目視調査」を実施する。なお、内径 800mm 以上の管渠において、流量が多い場合や危険ガスが予想される等の調査員が管路内に入ることができない場合はテレビカメラ調査等とする。

ア 調査計画書の作成

受託者は、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

- (ア) 点検概要
- (イ) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制）
- (ウ) 調査計画（使用機器、調査方法、実施工程等）
- (エ) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）
- (オ) その他、委託者が指示する事項

イ 調査の実施

(ア) テレビカメラ調査

- a 堆積土砂が多く調査が困難な場合は、堆積量および状況写真等を記録した上で、高圧洗浄車等により清掃を行い調査の精度を高める。清掃により発生した汚泥は、委託者が指定する場所へ運搬する。
- b 本管の調査は原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動

させながら行う。

- c 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口等に十分注意しながら全区間撮影し、電子記録媒体等に収録する。また、異状箇所、取付け管口等の必要箇所については側視撮影し、鮮明な画像を電子記録媒体等に収録する。
- d 異状箇所の位置表示は上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定する。
- e 管内に異状が発見された場合は、映像とは別にモニターから写真撮影を行う。

(イ) 目視による調査

- a 内径 800mm 以上の本管については、本管内に調査員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突出し、油脂の付着、木の根の浸入、浸入水等を調査し、写真撮影を行う。
- b 異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定する。
- c 堆積土砂が多く調査が困難な場合は、堆積量および状況写真等を記録した上で、揚泥車等により清掃を行い、調査の精度を高める。
- d 清掃により発生した汚泥は、委託者が指定する場所へ運搬する。

ウ 調査記録写真の作成

受託者は、次の各項に従って調査記録写真を撮影し、調査完了時には工種および行程ごとに編集したものを調査記録写真帳に整理し、電子記録媒体等で委託者等に提出すること。

- (ア) 撮影は、保安施設の状況、テレビカメラ等の使用機械の設置状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、委託者が指示する内容について行うこと。
- (イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象および受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。ただし、テレビカメラ等による撮影で黒板を入れての撮影が困難である場合においては、この写真帳に明記すること。
- (ウ) 写真は、カラー撮影とし、電子記録媒体等（JPG 形式等）で提出すること。

エ 異常時の対応

調査の続行が困難となった場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

オ 報告書の提出

- (フ) 調査結果は、電子記録媒体等により報告書を作成し、提出すること。
- (イ) 調査結果をテレビモニターから電子記録媒体等に収録する場合は、指定の電子記録媒体等に収録すること。
- (ウ) 調査結果の判定基準については、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）」に記載されている内容に準拠する。
- (エ) 提出する成果品は、次のとおりとする。
 - a 報告書
 - b 不良箇所写真帳
 - c 電子記録媒体等
 - d その他委託者が指示するもの

カ その他

- (ア) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに委託者等に報告すること。
- (イ) 本要求水準書等に特に明示していないことであっても、作業遂行上、当然必要なものは受託者の負担において処理すること。

(4) 管きょ維持管理業務

本業務は、別紙「業務概要」で指示する下水道管路施設について、破損・閉塞等の維持補修を行うための「緊急調査」「緊急清掃」だけでなく、破損・閉塞等を予防するための「計画清掃」、破損・閉塞等の「応急修繕」を行うものである。

本業務は精算対象業務である。

ア 管路等調査

通報、巡視、点検等により発見した不具合の状況を確認するため、調査を実施するものである。

(ア) 管路等調査の実施

下水道管路の閉塞や流下能力阻害の発生が確認される箇所、樋門樋管（通常点検箇所）の異状が確認される箇所、浸入水が想定される箇所の本管および取付管についての TV カメラ調査又は潜行目視調査等を実施する。

(イ) 提出書類

受託者は、管路等調査の作業実績を報告書と記録写真にまとめ、委託者等に提出すること。

なお、記録写真は、以下に掲げる内容を満たす必要がある。

状況	内容	撮影頻度
着手前	全景	全箇所

完 成	全景	全箇所
作業状況	調査状況等	全箇所
原 因	原因となった管の状況等	全箇所
そ の 他	委託者が指示したもの	全箇所

イ 管路等清掃

通報、巡視、点検等により発見した不具合を解消するため、清掃を実施するものである。なお、この業務には管路等および雨水浸透枳の定期清掃箇所の対応を含む。

(ア) 管路等清掃の実施

管路等の流下不良の原因を高圧洗浄等により除去し、円滑な下水流下を図るものである。下水道管の閉塞や流下能力の阻害が発生した際又はその予防のために実施されるものであり、管路等の条件に合わせた機材により清掃を実施する。なお、管路等および雨水浸透枳の定期清掃箇所については、委託者と調整のうえ実施する。

(イ) 支給品等

清掃に使用する資材および材料については、次のとおり支給する。その他、軍手、作業服等の消耗品等については受託者の負担とする。

a 雨水浸透枳フィルター

(ウ) 提出書類

受託者は、緊急清掃の作業実績を報告書と記録写真にまとめ委託者等に提出しなければならない。

なお、記録写真は、以下に掲げる内容を満たす必要がある。

状況	内容	撮影頻度
着 手 前	全景	全箇所
完 成	全景	全箇所
作業状況	清掃作業状況等	全箇所
原 因	原因となった管の状況等	全箇所
そ の 他	委託者が指示したもの	全箇所

ウ 応急修繕

通報、巡視、点検等により発見した不具合について、応急処置的な修繕を実施するものである。

(ア) 支給品等

応急修繕に使用する資材および材料については、次のとおり支給する。

その他、軍手、作業服等の消耗品等については受託者の負担とする。

- a マンホール蓋
- b 調整リング
- c 防臭リング
- d L型側溝縁塊（汚水蓋共）
- e オイルフェンスおよび吸着マット

(イ) 応急修繕の実施

マンホールのずれや道路陥没補修等の軽微な損傷等について、応急的な修繕を実施する。主な内容としては、「マンホール周囲および柵周囲沈下等の補修」、「汚・雨水柵蓋等補修および柵周辺沈下等の補修」、「道路陥没等の応急処置および原因調査」等があげられる。

(ウ) 提出書類

受託者は、応急修繕の作業実績を報告書と記録写真にまとめ委託者等に提出しなければならない。

なお、記録写真は、以下に掲げる内容を満たす必要がある。

状況	内容	撮影頻度
着手前	全景	全箇所
完 成	全景	全箇所
作業状況	応急復旧作業状況等	全箇所
原 因	原因となった状況等	全箇所
そ の 他	委託者が指示したもの	全箇所

(5) 草刈業務

本業務は、別紙「特記仕様書3」で指示する下水道敷地等について定期的に、又は委託者からの指示に従い、機械又は人力により以下のとおり草刈を実施するものである。

ア 実施回数

別紙「業務概要」で指示するとおり、年間に2回実施する。

イ 実施期間

1回目の草刈を概ね7月中旬、2回目の草刈を概ね10月中旬までに実施する。ただし、草の状況等により委託者から指示があった場合はこの限りではない。

ウ 刈草の処理等

(ア) 焼却等による処理

刈草の処理については、秋田市総合環境センターへの搬入による焼却処理を想定しているが、これ以外の箇所に搬入処理する場合は適切に処理すること。

処理手数料は、受託者が支払うものとし、処理伝票の写しおよび集計表を委託者等へ提出する。

(イ) 刈草の有効利用

刈草は、堆肥化して農地等へ還元する等有効利用してもよい。ただし、有効利用状況が確認できるものとする（堆肥場等への搬入状況写真の提出）。

エ 業務の報告

業務完了毎に報告書を電子記録媒体等で提出すること。なお、報告書のうち業務写真については、施工前状況と施工後状況を対比できる（同位置・同方向で撮影）ものとし、業務場所からの刈草搬出状況および処分地（有効利用の場合は、堆肥場等）への搬入状況の写真も併せて添付する。

4 修繕業務

本業務は、修繕を実施するものである。

(1) 緊急修繕（小破修繕）業務

本業務は、地域住民からの連絡および巡視・点検等により明らかとなった下水道管路等の委託者が管理する施設の不具合を解消するために実施するものである。業務の予定金額として、年間 80,000 千円（税込）を見込んでおり、適正に執行しなければならない。

ア 対象業務

下水道用地の整備、下水道管路の修繕、マンホール蓋取替等の修繕等で、1 件当たりの金額が 200 万円未満のものを対象とする。

イ 施工業者の選定

(ア) 受託者は、施工内容を勘案し、施工可能な事業者 2 人以上を選定（10 万円以上 100 万円未満（消費税込み）と思われるものに関しては、2 人以上、100 万円以上 200 万円未満（消費税込み）と思われるものに関しては、3 人以上）し、それぞれ見積りを取得しなければならない。ただし、見積金額が、明らかに 10 万円未満（消費税込み）と思われるものに関しては、1 者からの取得とすることができる。なお、緊急の場合等については、委託者との協議により、この限りではない。

(イ) 受託者は、取得した見積書を委託者等へ提出の上、金額、内容の妥当性等の審査を受け、適切であるとされた事業者のうち、安価な金額を提示した事業者と契約を締結しなければならない。

なお、施工業者として共同企業体構成員が選定された場合においても、当該共同企業体構成員と適切に契約を締結すること。

(ウ) 施工の過程等において、現場条件により予定額を上回る等金額に変更が生じる場合は、その理由を明確にし、金額、内容の妥当性等について委託者等による審査を受けるとともに、変更契約を締結しなければならない。

(エ) 審査のため、委託者等へ見積書を提出する場合は、履行監視受託者への提出を基本とする。

(オ) 施工内容等により施工可能業者が限定される場合又は災害、大規模な陥没等市民生活へ甚大な影響を与えるおそれがある場合はこの限りではない。

ウ 完成確認

(ア) 受託者は、施工業者へ写真その他必要な書類の提出を求め、完成の報告を受けた後、出来形等適切な施工の完成を確認しなければならない。

(イ) 受託者は、確認後、委託者等へ完成報告書類を電子記録媒体等により提出し、完成確認を受けなければならない。

エ 選定された業者への代金支払

受託者は、委託者等の完成確認の後、契約に基づき施工業者へ代金を支払わなければならない。

(2) 計画的修繕業務

本業務は調査・判定の結果、健全度Ⅰ・Ⅱと判断されており、1スパン未満で部分的な補修のみで機能を維持できる管路施設として、ストックマネジメント計画に掲げられている管路施設を対象に、管路内面補修等の機能回復のための適切な措置を実施するものである。

ア 対象となる箇所

ストックマネジメント計画において修繕対象として掲げられている管路施設を対象として、別紙「業務概要」で指示する数量について実施する。

イ 修繕の実施合意

(ア) 受託者は、修繕実施前に修繕の方法および修繕費の見積書ならびにこれらの根拠資料を委託者に提出すること。

(イ) 委託者は、修繕内容を勘案し、施工可能な事業者2者以上を選定（1件当たりの修繕金額が10万円以上100万円未満（消費税込み）と想定されるものに関しては2者以上、100万円以上200万円未満（消費税込み）と想定されるものに関しては3者以上を選定する）し、それぞれ見積りを取得しなければならない。ただし、1件当たりの修繕金額が、明らかに10万円未満（消費税込み）と想定されるものに関しては1者からの

取得とすることができる。なお、受託者が修繕実施の緊急性が高いと判断した場合は、委託者との協議により修繕を実施することができることとする。

(ウ) 委託者は修繕の内容および方法ならびに修繕費の妥当性の確認を行う。

(エ) 委託者および受託者の間で合意した修繕費をもって精算額とし、実施案件ごとに精算額を決定するものとする。

ウ 提出書類

受託者は修繕の完了後速やかに完了報告書を提出すること。完了報告書には位置図、修繕の概要、施工管理に関すること、品質管理に関すること、施工時の写真等を含めること。

エ 修繕の完了

(ア) 完了報告書の提出後、委託者は完了確認を行う。現地確認を行う場合は受託者は立ち会わなければならない。

(イ) 完了確認時に修繕のやり直しを指示された場合は、受託者は直ちに修繕のやり直しを行い、再確認を受けなければならない。

オ その他

計画的修繕は、年間 30,000 千円（税込）を上限とし、適正な執行に努めること。

5 問題解決業務（雨天時放流水質調査業務）

本業務は、雨天時の合流管から放流される越流水の水質調査を実施するものである。

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、別紙「特記仕様書 4」で指示する箇所の雨天時放流水質調査を行うことを目的とし、合流改善計画で定める 3 箇所の雨水吐口において、越流水を採水・分析し、水質基準（BOD=40mg/ℓ）を遵守できているかを確認するものである。

(1) 水質調査

ア 対象降雨

1 降雨（独立降雨）の総降雨量が、おおむね 10 mm 以上 30 mm 以下の降雨を対象とする。

イ 調査箇所および採水回数

調査箇所は、①八橋汚水中継ポンプ場 ②旭川 No. 6 ③秋田港 No. 201 の 3 箇所とし、1 降雨時に一斉又は調査箇所毎に調査を実施する。採水回数は 1 回／年とする。

ウ 分析および解析

分析は①、②および③について実施するものとし、解析は処理区毎にそれぞれ①、②、③および④秋田臨海処理センターについて行う。ただし、④については秋田県からデータの提供を受けて、これを解析に使用する。分析および解析回数はそれぞれ1回／年とする。

エ 採水時間と採水間隔

採水時間は、放流開始から終了まで、最大でも放流開始から8時間までとする。採水開始から2時間までは20分間隔で7回、以後8時間までは1時間間隔で6回とし、1箇所当たり計13回とする。

オ 調査項目

調査項目は、BOD流量計測とする。検体数は、39検体（＝13検体×3箇所）とする。

カ 解析

流量計測データと水質の分析結果を時系列で整理するとともに、汚濁負荷量を算定する。

(2) 資料・報告書作成

水質調査結果は、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（国土交通省）」に基づき、データを集計・解析し、資料を取りまとめて報告書を作成する。

(3) 留意事項

ア 分水人孔の調査では、急激な天候の変化による水量の増加もあり得るので、災害防止のため、降雨の情報収集、調査員の安全確保、降雨情報の伝達方法等の対策を講じること。

イ 受託者は、本業務の実施上で知り得た事実を局の承諾なく第三者に知らせないこと。

ウ 本要求水準書に明記のない事項については、委託者と協議のうえ決定する。

エ 受託者は天気予報等により降雨についての情報収集を行い、休日や夜間における降雨であっても出動できるよう人員等体制を常に整えておかなければならない。

6 住民対応業務

本業務は、地域住民、民間事業者等からの通報等により発見した、下水道管路施設等の不具合に対する通報初動対応、管路等調査、管路等清掃、応急修繕等の業務である。

(1) 通報初動対応業務（平日日中）

本業務は、平日日中に地域住民からの通報又は巡視および点検等により確

認された下水道管路施設等の不具合事象への対応を実施するものである。

ア 業務内容

平日日中の業務時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に、通報等を受けた委託者が受託者に連絡をし、これを受けた受託者が現地確認および軽微な対策等の対応を実施する。

受託者は、管路台帳を確認し、現地確認の上で対応を判断するものとし、必要に応じて道路陥没を埋める等の安全管理対策等を実施するほか、異臭の発生や土砂等の堆積が確認された場合には、次に定める内容に基づき、適切な措置を行う。

(ア) 通報等による苦情等の受付・記録整理、委託者等への報告（巡視および点検等により発見した事故・閉塞等を含む。）。

(イ) 原因についての調査・記録、官民措置の見極めおよび委託者等への報告

(ウ) 現場での地域住民への説明

イ 実施内容の報告

受託者は、アで実施した内容について電話・電信等による口頭での報告だけでなく、対応内容についての報告書類を電子記録媒体等で作成し、委託者等へ提出する。

(2) 通報初動対応業務（休日および夜間）

本業務は、休日又は夜間に地域住民からの通報又は巡視および点検等により確認された下水道管路施設等の不具合事象への対応を実施するものである。

ア 業務内容

休日又は平日夜間に、通報等を受けた宿直（別途委託業務の受託者）が受託者又は委託者に連絡をし、これを受けた受託者が現地確認および軽微な対策等の対応を実施する。

受託者は、管路台帳を確認し、現地確認の上で対応を判断するものとし、必要に応じて道路陥没を埋める等の安全管理対策等を実施するほか、異臭の発生や土砂等の堆積が確認された場合には、次に定める内容に基づき、適切な措置を行う。

(ア) 通報等による苦情等の受付・記録整理、委託者等への報告（巡視および点検等により発見した事故・閉塞等を含む。）。

(イ) 原因についての調査・記録、官民措置の見極めおよび委託者等への報告

(ウ) 現場での地域住民への説明

イ 実施内容の報告

受託者は、アで実施した内容について電話・電信等による口頭での報告だけでなく、対応内容についての報告書類を電子記録媒体等で作成し、委託者等へ提出する。

(3) 非常時緊急対応業務

本業務は、風水害や地震等による災害が発生した際の被害状況の把握ならびに緊急対応および一時対応である。

ア 業務内容

本業務は、大雨や台風時等の注意報・警報発令時における待機や緊急対応等を行う「風水害対応業務」と地震発生時に実施する一次被害調査等を行う「地震対応業務」に区分される。なお、「風水害対応業務」は別紙「特記仕様書5」で指示する地区等を対象とする。

(ア) 風水害対応業務

降雨や河川の増水状況に応じ、必要な体制を整えるとともに、常に迅速な対応を図る。夜間・休日等を問わず、必要に応じて、排水ポンプや発電機の設置・撤去等の対応を実施する。

(イ) 地震対応業務

災害協定（災害時における下水道管路施設等の復旧支援協力に関する協定：日本下水道管路管理業協会）で定めている内容以外に対する業務とし、常に迅速な対応を図れるよう必要な体制を整える。

- a 維持管理計画等を基にした被災状況の確認
- b 二次災害防止等緊急措置・対応の実施
- c その他委託者の初動対応等の要請に対する協力

イ 実施内容の報告

受託者は、アで実施した内容について電話・電信等による口頭での報告だけでなく、対応内容についての報告書類を電子記録媒体等により作成し、委託者等へ提出する。

7 計画業務

(1) スtockマネジメント計画見直し業務

本業務は、本委託を通じて得られた点検・調査結果および整理・蓄積した情報を基に、stockマネジメント計画のうちの「修繕・改築計画」を見直す業務である。

なお、計画の見直しに当たっては、事業計画および現在のstockマネジメント計画の内容を十分に踏まえて行うこと。

ア 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画および修繕・

改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。収集・整理すべき資料は次のとおりとする。

(7) 諸元に関する情報の収集・整理

- a 名称
- b 設置年数および設置価格
- c 所在地
- d 材質、形状寸法(管径)、能力、延長、土被り
- e 管路施設の重要度等

(8) 点検調査に関する情報の収集・整理

- a 完成図書(設計図面)
- b 施設状態(TVカメラ調査、劣化調査記録)
- c 維持管理履歴(修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報)

(9) 改築・修繕に関する情報の収集・整理

- a 経過年数
- b 標準耐用年数
- c 改築費用(又は改築単価)
- d 緊急度、健全度等

イ 修繕・改築計画の見直し

点検・調査等の結果に基づき施設の劣化状況を把握し、事業計画期間における年間改築費用に対し、概ね5年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討することとし、以下の内容を実施する。

(7) 診断

(イ) 対策の必要性検討

(ロ) 修繕・改築の優先順位の検討

(エ) 対策範囲の検討

(オ) 改築方法の検討

(カ) 長寿命化対策検討対象施設の選定

(キ) 実施時期の設定および概算費用の算出

(ク) 修繕・改築計画の取りまとめ

ウ 更新計画案を反映させた報告書の作成

管路施設ストックマネジメント計画のうち、点検調査結果に基づいた「修繕・改築計画」を取りまとめ、その他必要資料等を集成する。また、月例報告会で提示され、委託者と協議の上、更新の必要性が認められた更

新計画案を反映させる。

8 設計業務

(1) 詳細設計業務

本業務は、点検・調査業務およびストックマネジメント計画見直し業務の結果を踏まえ、修繕又は改築を実施する必要がある管路施設について、将来の更新工事に必要な詳細設計を行うものである。

ア 資料収集

- (ア) 上位計画図書、下水道台帳、既設管竣工図書、土質調査図書、構造計算書等の既存資料の収集および確認
- (イ) テレビカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書、本管下水量および水位調査の資料の収集ならびに確認
- (ウ) 設計に必要なその他の資料の収集・確認

イ 設計対象施設の整理

- (ア) スtockマネジメント計画見直しの結果を基に、事業期間における修繕・改築対象管路施設を整理
- (イ) 設計対象施設および設計数量は、委託者と協議の上で決定

ウ 既設管調査

- (ア) テレビカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき、管渠の劣化状況ならびに堆積物および支障物件の有無を把握
- (イ) 測距、地盤高、管底高、管渠断面、人孔形状等の測定

エ 現場環境調査

- (ア) 道路状況、周辺環境の確認
- (イ) 施工や維持管理に影響する条件の把握

オ 設計条件の整理・設計計画

- (ア) 既設管の緊急度、流下能力、構造性能の評価
- (イ) 設計方針の決定、適用可能な更生工法の選定
- (ウ) 必要に応じて設計計算条件の整理

カ 各種計算

- (ア) 更生管等の設計計算
- (イ) 構造計算、耐震性能評価等

キ 耐震設計

- (ア) 耐震設計に必要な資料の収集および特性の把握
- (イ) 地盤条件、管渠条件、レベル1・レベル2地震動の確認
- (ウ) 耐震設計に対する照査

ク 詳細設計・設計図作成

- (ア) 選定工法に基づく設計計算（構造・耐震等）
- (イ) 系統図、平面図、縦断面図、構造物等の作成
- (ウ) 管更生工、事前処理工、事後処理工等の数量計算

ケ 照査

- (ア) 設計条件、設計計算、設計図書および数量計算の整合性確認
- (イ) 選定工法の妥当性、施工性の確認
- (ウ) スtockマネジメント計画見直しの結果との整合性確認

コ 成果品作成

- (ア) 設計図書
- (イ) 設計計算書
- (ウ) 数量計算書
- (エ) その他必要資料
- (オ) 提出図書は委託者と協議の上で決定

サ 本要求水準書に記載のない事項の取扱い

本業務において本要求水準書に記載のない事項については、別紙参考図書を参照し、委託者と協議の上、必要な作業を実施すること。

9 統括管理業務

本業務は、受託者が業務期間における個別の各業務を統括することにより、一体的なサービスを効率的、効果的かつ安定的に提供し、委託者等との必要な情報交換その他の必要な調整等を円滑かつ確実に実施するため、統括責任者を配置の上、一元的な統括管理を実施するものである。なお、統括責任者は、業務時間において、円滑に委託者等と連絡がとれる体制を構築しなければならない。

(1) 一元管理業務

ア 業務の進捗管理

- (ア) 受託者は、本業務における個別の各業務について策定した計画書に基づき、遅延等が発生していないか等について適宜、確認を行うこと。進捗に遅れが確認された場合は、速やかに委託者等に報告を行うとともに、是正措置を講じること。また、変更が発生した場合には速やかに修正した作業計画書を提出すること。
- (イ) 受託者は、一元的な管理を実施し、各業務を効率的・効果的に実施することができるよう調整すること。
- (ウ) 受託者は、各業務の進捗状況について定期的に委託者等に報告を行うこと。報告を行う時期については、受託者と委託者との協議により定める。

- (エ) 受託者は、各業務で発生した課題等に対して、必要な業務改善（是正措置等を含む。）を迅速に行うこと。
- (オ) 受託者は、小規模修繕業務の見積り徴収および台帳管理を行うこと。
- (カ) 受託者は、【仮称】下水道管路維持管理包括業務委託履行監視業務委託の受託者に成果品等を速やかに提出し、モニタリングを受けなければならない。

イ 関連機関との協議・調整

- (ア) 受託者は、本業務を履行するに当たって必要となる道路管理者等の関連機関との調整や警察等への必要となる書類の申請を行わなければならない。
- (イ) 受託者は、関連機関と調整を実施する前には、委託者等に連絡を行うとともに、その結果について速やかに委託者等へ報告すること。
- (ウ) 受託者は、関連機関と調整を行うに当たり、課題等が発生した場合には適宜、委託者等と協議のうえ実施方針を図るものとする。

ウ 性能発注の導入

性能発注の導入に当たっては、下水道分野におけるウォーター P P P ガイドライン等公表されている性能発注に係る資料を参考にすること。

目標項目および目標基準値の達成状況の確認は、受託者によるセルフモニタリング等により行うものとし、その具体的な方法については、委託者と協議の上定めるものとする。

エ セルフモニタリング

(ア) 月間の業務実施状況の確認

委託者は受託者の立会いのもと、下水道管路施設において、次に掲げる事項により、当該月における業務の実施状況を確認するものとする。また、受託者は、事業全体を円滑かつ適正に進めることができるよう受託者が自ら実施するセルフモニタリング実施計画書を作成すること。

a 年間事業実施計画書と月間業務報告書との照合および確認

下記の内容について、書面により実施するものとする。

(a) 維持管理状況報告

当該月の維持管理の状況についての説明

(b) 業務実績

年間事業実施計画書で当該月に計画した業務毎の実施状況

(c) 維持管理上の気づき（更新計画案の基礎資料作成）

維持管理等において得られた気づきの取りまとめ

(d) その他

その他業務実施に関する内容

b 年間修繕計画書と月間業務報告書との照合および確認

修繕実績について、年間修繕計画書で当該月に計画した修繕の実施状況および計画外修繕の実施状況を書面により確認および照合するものとする。

(イ) 年間の業務実施状況の確認

委託者は受託者の立会いのもと、下水道管路施設において、次に掲げる事項により、当該事業年度における業務の実施状況を確認するものとする。

a 年間事業実施計画書と年間業務報告書との照合および確認

下記の内容について、書面により実施するものとする。

(a) 維持管理状況報告

当該年の維持管理の状況について説明

(b) 業務実績

年間事業実施計画書で当該年に計画した業務毎の実施状況および計画外業務の実施状況

(c) 維持管理上の気づき（更新計画案の基礎資料作成）

維持管理等において得られた気づきを取りまとめ

(d) その他

その他業務実施に関する内容

b 年間修繕計画書と年間業務報告書との照合および確認

修繕実績について、年間修繕計画書で当該年度に計画した修繕の実施状況および計画外修繕の実施状況を書面により確認および照合するものとする。

(ウ) 要求水準の未達時の措置（改善業務計画書および改善状況報告の提出）

a 改善業務計画書の提出

モニタリングの結果、受託者に要求水準の未達が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、改善措置を執ることを通告するものとする。受託者は、改善措置について委託者から通告を受けたときは、下記示す事項について記載した改善業務計画書を委託者に提出するものとする。

(a) 件名

要求水準未達の件名

(b) 経緯・事由等

要求水準未達に至った経緯・事由

(c) 改善措置・対策等

要求水準未達を是正する改善措置・対策等（設備的要素が伴う改

善策等があるときは、関係する図面を添付する。)

(d) 改善に係る期日

是正の期限又は期間

(e) その他

その他記載すべき事項

b 改善状況に関する報告

受託者は、改善業務計画書について、その実施状況を委託者に報告するときは、業務委託基本契約の定めによるほか、次によるものとする。

(a) 改善に係る実施状況報告は、当該改善通告のあった月の翌月から、その実施状況について報告すること。

(b) 改善に係る実施状況は、当該改善通告の件名毎に報告すること。

(c) 当該月の改善に係る実施状況は、当該改善に係る件名を記載し、報告すること。

c 改善業務計画書の変更および再提出

委託者は、改善業務計画書の提出後、改善業務計画書に記載の期限又は期間に至っても要求水準未達が改善されない、又は改善の見込みがないと判断したときは、受託者に改善業務計画書の再提出を求めることができるものとする。この場合において、受託者が改善業務計画書の変更および再提出を行うときは、本項 a 中「改善業務計画書」を「改善業務計画書の変更又は再提出」と、本項 b 中「当該改善通告」を「当該改善業務計画書の変更又は再提出の催告」と読み替えてこれらの規定を適用するものとする。

オ 更新計画案の作成

受託者は、日々の維持管理業務により得られた情報、点検結果、運転状況、業務上の気づき等を収集・整理し、これらを分析した上で、施設の劣化状況や機能状況を踏まえ、今後の修繕、改築等の必要性および実施時期の見通しを検討すること。

上記の検討結果については、更新計画案の素案として取りまとめるものとする。取りまとめた更新計画案の素案は、月例報告会等において委託者へ報告し、更新の必要性および実施方針について協議を行わなければならない。

協議の結果、更新の必要性が認められた事項については、更新計画案として整理し、本要求水準書に示すストックマネジメント計画の見直し業務に反映すること。また、更新計画案に基づく修繕・改築計画については、本要求水準書に示すストックマネジメント計画における修繕・改築計画の

策定に準じて取りまとめ、委託者へ提出すること。

なお、更新計画案の作成およびその履行方法、進捗状況ならびにストックマネジメント計画等への反映状況については、各種業務計画書のほか、年間業務報告書、月間業務報告書等の各種業務報告書に整理・反映し、リスト化した上で、定期的に委託者へ報告すること。

カ 包括的民間委託課題の整理

受託者は、各業務において発生した課題等について取りまとめ、維持管理業務の提案等を整理し、委託最終年度内に報告書として委託者等へ提出する。

(2) データ管理業務

貸与する下水道台帳システム端末を用いた台帳管理を行う。

受託者は、各業務を実施する中で確認される下水道台帳の記載内容の誤りや下水道管路施設の維持管理情報、整備・改築を実施した内容等の情報について、出力した下水道台帳（紙ベース）に対し手書きで記載する等整理し、委託者へ提出する。

なお、データで提出を行う場合は、データベースシステムは水道維持課所管であるため、下水道管路台帳システムへの反映は委託者で調整する。下水道管路台帳システムへの反映が円滑に行うことができるよう、事前に委託者と十分に協議したうえで、データ提示形式を決定しておく必要がある。

10 その他業務

(1) 業務従事者の指導・研修

ア 受託者は、委託者等と共に、業務に従事する者に対して、業務開始までに委託者等が作成した業務マニュアル等を基に、業務内容を理解、習得させなければならない。なお、業務の履行期間中に業務従事者を変更する場合は、受託者の責任において業務内容を引き継ぐものとする。

イ 受託者は、業務を適正に履行するために、業務従事者への業務内容に関する研修等を適宜に実施し、常に能力向上に努めなければならない。

ウ 本業務開始当初の事務処理は、受託者は委託者等が作成した業務マニュアルを参考に行うものとするが、当初の業務マニュアルに記載されていなかった事案、当初の業務マニュアルに記載されていた対応方法よりも適正な対応方法および業務マニュアルに掲載すべき事項について、事前に委託者等の承諾を受け、これらの事項を反映させた新たな業務マニュアルを作成しなければならない。また、特例事案、緊急案件等の委託者が対応したものについても、以後、同じ案件が発生した場合に、適正に委託者へ対応依頼できるよう受託者において業務マニュアルに反映させ、更新しなければ

ばならない。なお、受託者において更新した業務マニュアルの著作権は、委託者に帰属するものとする。

(2) 業務移行期間と業務の引継ぎ

ア 受託者は、業務の履行終了までの3か月の間に、委託者が指示する次期受託者への引継ぎを実施するものとする。

イ 引継ぎは、本要求水準書の内容ごとに引継文書を作成し、技術指導を行うこと。なお、引継方法については委託者に了解を得て行うものとする。

ウ 次期受託者が本委託受託者と同一となった場合、引継ぎ行為は省略できるものとする。

エ 引継ぎは、受託者の負担と責任により実施するものとする。

オ 業務移行期間において、受託者が実施する引継ぎの内容、方法等に不備又は未完成の部分が生じた場合でも、業務委託基本契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

第4章 業務の履行条件

1 委託料の支払

- (1) 受託者は委託料を業務委託基本契約書および年度協定書で定める時期に請求できるものとする。ただし、年度毎の支払額は、各年度の支払限度額を上限とする。なお、特別な事情により請求が必要となる場合は、別途委託者と協議の上で、請求できるものとする。
- (2) 受託者は、委託料を請求する場合は、各業務の出来高を確認できる資料を提出し、委託者は、提出された資料を基に出来高を算定し、請求金額を満たした出来高となっているか確認のうえ、支払金額を決定するものとする。
- (3) 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証証書を委託者に寄託したときは、委託者に対して各年度の支払限度額の10分の3以内の額を前払金として請求することができる。なお、2年目以降の前払金は、前年度までの出来高予定額の累計に達した日以降に請求することができるものとする。
- (4) 委託料のうち、想定数量として積算している第2項第5号の表に規定する業務については、各業務の想定数量に対する実績値の割合が1割以内の場合については精算変更しないものとする。なお、実績値が想定数値の1割を超える場合は、対応について委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。
- (5) 各業務における支払等の考え方については、次項に基づくものとする。
- (6) 受託者が委託料を請求するときは、第4項に規定する完了検査を受け、委託者による検査に合格しなければならない。

2 精算方法

- (1) 月間業務報告書および本委託業務完了報告書（業務一部完了報告書を含む。）の提出時に、第5号の表に規定する業務の実績を委託者等に報告する。
- (2) 前号の報告書は実施した業務内容ごとに作成する。
- (3) 業務の実施単価は年間業務計画書の提出までに協議する。
- (4) 第1号の報告書提出後、その業務内容を委託者等が確認した後、業務の委託料の支払請求が可能となる（前項1にて処理する）。
- (5) 業務の精算方法の詳細は、以下のとおりである。

業務種別	業務内容	精算方法等		
		固定費	変動費	備考
維持管理業務	点検業務（マンホール等）	○		
	点検業務（排水樋門樋管）	○		
	調査業務	○	△	一定範囲内の数量変動分は変動費精算とする。
	管きょ維持管理業務	○	△	
	草刈業務	○		
修繕業務	緊急修繕（小破修繕）業務		○	修繕等に要する費用
	計画的修繕業務	○		
問題解決業務	雨天時放流水質調査業務	○		
住民対応業務	通報初動対応業務	○	△	休日や夜間等、時間外勤務に相当する労務費は変動費
	非常時緊急対応業務	○	△	発災の時間、種類等によって協議
	材料費、機械経費等	○	△	固定費としての積算数量を超えた部分は変動費
計画業務	ストックマネジメント計画見直し業務	○		
設計業務	詳細設計業務	○		
統括管理業務	一元管理業務	○		
	データ管理業務	○		

- ※ 固定費 … 固定的経費。各業務種別の範囲内で精算を行わないもの
 変動費 … 変動的経費。実績等により決定する経費で精算が必要なもの
 ○ … 固定費又は変動費に該当する項目へ記載
 △ … 一部変動費として取り扱う項目へ記載

3 プロフィットシェア

- (1) 受託者は、事業期間中において、契約時に定められた計画、手法等の変更により、合理的に効率化又は費用の縮減が期待される場合には、プロフィットシェアの発動を提案することができる。
- (2) 委託者は、受託者の提案が効率的かつ効果的であると認める場合には、契約関係書類等を変更することができる。
- (3) 前項の変更に伴う費用縮減効果の分配割合および業務委託料の見直しについては、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。この場合において、業務委託料を減額するときは、縮減が期待される費用の額の10分の5に相当する額を限度とするものとする。
- (4) 前項により、委託料の減額を行った場合においても、改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。

4 業務の完了

- (1) 受託者は、業務が完了し、委託料を請求する場合は、業務完了報告書等の委託者等が指示する書類を速やかに提出し、委託者が行う完了検査を受けなければならない。なお、検査において訂正等を指示された場合は、受託者は直ちに訂正しなければならない。
- (2) 受託者は、前号の検査において、受託者が各種資料に記載した事項の履行完了状況が確認できる書類を提出しなければならない。
- (3) 委託者による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合には、受託者は、直ちに当該業務の修正等を行わなければならない。

5 設計変更

本委託における設計変更の考え方は、第2項に基づくものとする。

6 リスク分担

本業務範囲における維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。また、本業務におけるリスク分担については、別紙「リスク分担表」によるものとする。

7 過去の実績資料

本委託の範囲における過去の実績については、別紙「過去の実績資料」を参考とすること。

8 その他

- (1) 作業箇所において、下水道管路施設等に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに委託者等に報告すること。
- (2) 本要求水準書又は図面等に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項は、速やかに委託者等に報告し、その指示を受けて処理すること。

別紙「業務概要」

1 適用区域

秋田市公共下水道区域（臨海処理区および太平山処理区）および農業集落排水事業区域の全域とする。

2 管理区域面積（令和8年3月末時点）

公共下水道事業区域：8,212ha

農業集落排水事業区域：281ha

3 対象施設

本業務は、委託者が所管している下水道管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、汚水枳、雨水浸透枳、取付管、排水樋門樋管等）を対象とする。ただし、機械電気設備の維持管理は対象外とする。

管理区域内の所管施設の概算数（令和8年3月末時点）は、以下のとおりである。

下水道管きょの延長	約 1,810 km
マンホールの基数	約 53,800 基
公共枳	約 135,200 箇所
取付管	約 421,000 m
排水樋門樋管	100 箇所

なお、対象施設には、業務の履行期間内に整備又は移管等により委託者所管施設となったものを含むものとする。また、上記の詳細については、委託者に確認すること。

4 委託業務内容

【維持管理業務】

業務内容	単位	数量	実施頻度
点検業務（マンホール等）	箇所	600	1 回／年
点検業務（排水樋門樋管 法定点検）	箇所	21	1 回／年
点検業務（排水樋門樋管 通常点検）		79	
調査業務（管路等）	km	24	固定費 本管 T V カメラ 調査 19.6km 目視調査 4.4km 高圧洗浄車清掃工 20.6km 土砂深率 5 % 汚泥運搬 200 m ³ 変動費 高圧洗浄車清掃工 土砂深率 25%（想定値） 汚泥運搬 250 m ³ （想定値）
管きょ維持管理業務 管路等調査 （材料費・機械損料費）	式	1	固定費 T V カメラ搭載車 （2 t）（取付） 100 時間／年（想定値） ライトバン（目視等） 250 時間／年（想定値） 変動費 T V カメラ搭載車 （2 t）（取付） 50 時間／年（想定値） ライトバン（目視等） 50 時間／年（想定値）

業務内容	単位	数量	実施頻度
管きょ維持管理業務 管路等清掃 （材料費・機械損料費）	式	1	固定費 高圧洗浄車運転工 440 時間／年（想定値） 揚泥車運転工 20 時間／年（想定値） 変動費 高圧洗浄車運転工 60 時間／年（想定値）
管きょ維持管理業務 応急修繕業務 （材料費・機械損料費）	式	1	固定費 全天候型常温合材 750 袋／年（想定値） 再生クラッシャーラン 30 m ³ ／年（想定値） タンパ運転工 750 時間／年（想定値） ダンプトラック運転 2 t 500 時間／年（想定値） 変動費 全天候型常温合材 250 袋／年（想定値） 再生クラッシャーラン 12 m ³ ／年（想定値） タンパ運転工 250 時間／年（想定値） ダンプトラック運転 2 t 150 時間／年（想定値）
草刈業務	m ²	61,691	61,691 m ² ／年（年 2 回計）

【修繕業務】

業務内容	単位	数量	備 考
緊急修繕（小破修繕）業務	式	1	小破（1件50万円未満）：140件／年（想定値） 小破（1件50万円以上）：40件／年（想定値） 80,000千円（税込）／年
計画的修繕業務	式	1	30,000千円（税込）／年

【問題解決業務】

業務内容	単位	数量	実施頻度
雨天時放流水質調査業務	箇所	3	13検体／箇所・年 採水回数1回／年 分析・解析回数1回／年

【住民対応業務】

業務内容	単位	数量	備 考
通報初動対応業務（固定費）	式	1	作業員構成 通年：土木一般世話役、 普通作業員×2、交通誘 導員の1班体制 6月から9月まで：2班 体制
通報初動対応業務（変動費）	式	1	作業員構成は固定費と 同じ。 平日夜間（17:15～ 22:00） 70時間／年（想定値） 平日夜間（22:00～5:00） 10時間／年（想定値） 平日夜間（5:00～8:30） 10時間／年（想定値） 休日日中（8:30～17:15）

業務内容	単位	数量	備 考
			70 時間／年（想定値） 休 日 夜 間 （ 17:15 ～ 22:00） 30 時間／年（想定値） 休日夜間（22:00～5:00） 10 時間／年（想定値） 休日夜間（5:00～8:30） 10 時間／年（想定値）
非常時緊急対応業務	式	1	3 回／年（想定値）

【計画業務】

業務内容	単位	数量	備 考
ストックマネジメント計画見直し 業務	式	1	1 回／4 年

【設計業務】

業務内容	単位	数量	備 考
詳細設計業務	式	1	70,000 千円（税込）／ 年

【統括管理業務】

業務内容	単位	数量	備 考
一元管理業務	式	1	12 ヲ月／年
データ管理業務	式	1	

別紙「委託者又は受託者が負担する費用」

本業務を履行するに当たり、委託者がその費用を直接負担し、受託者が無償で利用できるものと、受託者がその負担により調達するものの区分は、次の表のとおりとする。なお、明示されていない事項については、委託者と受託者の協議のうえ処理するものとし、緊急を要する場合については委託者の指示に従うものとする。

委託者が負担するもの

区 分	内 容
光熱費等	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の執務室の電気設備、ガス設備、給排水設備の使用に係る光熱水費およびこれらの設備の維持管理費
修繕等維持管理費	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の建物およびその付帯設備の修繕等維持管理に係る費用（受託者の故意又は過失に起因して必要となる修繕等を除く。）
清掃費	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の清掃に係る経費
消防機器点検費	業務を実施する主たる事務所「川口汚水中継ポンプ場」の消防機器点検に係る経費
システム端末	下水道台帳管理システムおよび維持管理履歴システムが組み込まれているタブレット端末 ※台数は契約後、委託者が決定する
システム関連費	1 下水道台帳管理システムおよび維持管理履歴システムに係る経費 2 下水道台帳管理システムおよび維持管理履歴システム用端末機の定期保守部品 3 回線使用料 4 保守費

受託者が負担するもの

区 分	内 容
被服等	従事者用の制服、名札、顔写真 (顔写真のサイズは契約後、別途指示する。)
消耗品	筆記用具、ノート、ゴム印等の事務用品
事務用什器	業務事務所に必要な事務用什器類(机、椅子、キャビネット、ロッカー等)およびその維持管理費
通信費	業務実施に必要な電話、ファックス等に係る経費
事務用機器	業務実施に必要な複写機その他の事務用機器の調達に要する費用およびこれらの機器に要する消耗品費(トナー、コピー用紙等)、機器設置に要する工事費・設置費、通信費ならびに維持管理費
受託者が任意に設置するP C等の情報機器	機器の設置に当たっては以下の条件に従うこと。 1 情報機器を設置しようとする場合は、委託者に事前に届け出るとともに、委託者の要請に応じて機器の設定情報等を提供すること。 2 秋田市上下水道局情報セキュリティポリシー等に準じた機器構成とし、セキュリティ面の脆弱性を排除したうえで使用すること。 3 受託者が設置する情報機器を委託者が敷設するLANには接続しないこと。 4 個人情報を含むデータは、委託者設置のP C内でのみ取り扱うものとし、受託者が任意に設置する情報機器で取り扱うことは一切禁止する
その他	その他、委託者が負担するもの以外で業務上必要な備品・消耗品

別紙「業務実施体制」

1 業務全般

- (1) 受託者は、業務の履行期間内において、次の条件を満足できる体制をとらなければならない。
 - ア 全業務履行期間内
受託者は、常に委託者から指示を受けることができる体制をとること。
 - イ 開庁時間内（平日日中 8:30～17:15）
受託者は、委託者からの電話対応と最低 1 班（1 班あたり複数の従事者で構成）が速やかに臨場対応できる体制をとること。
 - ウ 開庁時間外（休日および平日夜間 17:15～翌 8:30）
受託者は、委託者、宿直等からの電話対応と最低 1 班（1 班あたり複数の従事者で構成）が速やかに臨場対応できる体制をとること。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに、業務全体の統括を担う者として、統括責任者を定めなければならない。
- (3) 統括責任者は、専任（秋田市の他業務との兼務は可）とする。なお、統括管理業務以外の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者との兼務は行ってはならない。
- (4) 受託者は、個人情報データを適正に管理させるために、個人情報管理責任者を配置し、書面で氏名その他委託者が指示する事項を速やかに委託者に届け出なければならない。
- (5) 受託者は、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置すること。
- (6) 受託者は、善良なる業務従事者を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- (7) 受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要十分な業務従事者を配置しなければならない。
- (8) 受託者は、業務を第三者へ委託する場合は、業務の履行に先立ち、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間、範囲および理由ならびに再委託先に対する指導方法等について、書面により事前に委託者に届け出なければならない。また、業務の履行期間中に再委託先を変更する場合も同様である。
- (9) 委託者は、業務の実施に当たり、著しく不適當であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は直ちに必要な措置を講じなければならない。
- (10) 受託者は、委託者が発行する身分証明書を常に携行し、業務に従事しなければならない。
- (11) 受託者は、業務の履行に必要な機材を受託者の責任と負担において準備しなければならない。現場条件等を踏まえ、迅速な対応が執れるよう準備す

ること。

2 配置技術者

- (1) 受託者は、契約締結後、配置技術者に関する指定通知書等を速やかに委託者へ提出しなければならない。
- (2) P P P 代理人は、代表企業から配置するものとし、本業務の契約について委託者と協議を行うとともに委託者から支払われた報酬を構成員へ分配するものとする。
- (3) 統括責任者は、委託者との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に関し、受託者の業務に限り一切の権限を行使することができるものとする。
- (4) 統括責任者は、統括管理業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとし、専任（秋田市の他業務との兼務は可）とする。また、統括責任者と P P P 代理人は、兼務してもよいこととするが、統括管理業務以外の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者との兼務は行ってはならない。
- (5) 維持管理業務、問題解決業務および住民対応業務については、それぞれ業務責任者を、修繕業務については主任技術者を配置するものとする。また、各業務間における業務責任者および主任技術者の兼務は可とする。
- (6) 計画業務および設計業務については、それぞれ管理技術者および照査技術者を配置するものとする。
- (7) 同一人が計画業務又は設計業務の管理技術者又は照査技術者を兼ねることはできる。ただし、同一業務の管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
- (8) 各業務の業務責任者、管理技術者および主任技術者は、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たり、業務責任者等の他、関係諸法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置しなければならない。各業務における配置技術者が必要とする資格は、別紙「配置技術者の資格要件」に示すとおり。
- (10) 受託者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。
- (11) 受託者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充てるものとし、かつ、必要に応じて誘導員を配置するものとする。
- (12) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- (13) 受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な十分な作業員を配置しなければならない。

別紙「配置技術者の資格要件」

1 業務責任者

各業務の業務責任者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、業務責任者は、他の業務の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者と兼務可能とする。ただし、統括管理業務の業務責任者（統括責任者）は、他業務の業務責任者、管理技術者、照査技術者又は主任技術者と兼務することはできない。

[illegible]

業務		必要人数（人）	資格											
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	R C C M（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	下水道法第22条の有資格者	下水道管理技術認定（管路施設）
問題解決業務	・雨天時放流水質調査業務	1	○	○			○	○	○					
住民対応業務	・通報初動対応業務	1	○	○			○	○	○	○	○			
	・非常時緊急対応業務	1	○	○			○	○	○	○	○			
統括管理業務	・一元管理業務	1	○	○				○	○	○	○		○	○
	・データ管理業務	1	○	○				○	○	○	○		○	○

※ ○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

●：業務責任者は通常点検を実施する(法定点検は管理技術者が実施する)。

2 管理技術者

各業務の管理技術者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、同一人が各業務の管理技術者を兼務することはできるが、同一業務の管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

業務		必要人数(人)	資格										
大分類	中分類		技術士(総合技術監理部門(下水道))	技術士(上下水道部門(下水道))	技術士(総合技術監理部門(河川、砂防及び海岸・海洋))	技術士(建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋))	R C C M(下水道)	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	下水道法第22条の有資格者 (下水道に限る)
維持管理業務	・点検業務(排水樋門樋管)				○	○							
計画業務	・ストックマネジメント計画見直し業務	1	○	○									
設計業務	・詳細設計業務	1	○	○			○						○

※ ○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

3 照査技術者

各業務の照査技術者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、同一人が各業務の照査技術者を兼務することはできるが、同一業務の管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

業務			資格										
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	R C C M（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当するもの（下水道に限る）
計画業務	・ストックマネジメント計画見直し業務	1	○	○									
設計業務	・詳細設計業務	1	○	○			○						○

※ ○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

4 主任技術者

各業務の主任技術者は、以下の表に示すいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、主任技術者は、業務責任者、管理技術者又は照査技術者と兼務可能とする。

業務			資格												
大分類	中分類		必要人数（人）	技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	R C C M（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	1級・2級造園施工管理技士	下水道法第22条の有資格者	下水道管理技術認定（管路施設）
修繕業務	・緊急修繕（小破修繕）業務	1	○	○							○	○			
	・計画的修繕業務	1	○	○							○	○			

5 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者
点検、調査等の現場作業を実施する場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者を1名以上現場に配置しなければならない。

6 修繕業務の配置技術者

修繕業務の工事の実施においては、建設業法等の定めに従い、主任技術者を配置することとする。なお、配置技術者の専任要件等については、秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書（令和8年4月1日以降適用）に定めるところによる。

参考「下水道に関する資格の評価」

No	資格名称	種別	所管	内容	受験要件	評価	業務種類	業務責任者	管理・技術者	照査・技術者	主任・技術者
1	技術士 (総合技術監理部門（下水道））	国	文部科学省	技術士法第3条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者。 【技術士の定義】	- 技術士補取得後7年を超える実務経験 10年を超える実務経験（大学卒業後）	技術士法に基づき科学技術に関する高等の専門的応用能力（総合技術監理部門においては総合的な能力）から、維持管理・問題解決・住民対応・計画・設計・計画見直し・詳細設計業務の管理・照査技術者、および修繕業務の主任技術者に適用可能と評価する。	業務責任者（マンホール等） ・点検業務（排水部門主管） ・調査業務 ・管き・維持管理業務 ・雨天時放流水質調査業務 ・通線移動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・非日常緊急対応業務 ・データ管理業務 管理技術者・照査技術者 ・ストロークマネジメント計画見直し業務 ・詳細設計業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●	●	●	●
2	技術士 (上下水道部門（下水道））	国		n	- 技術士補取得後4年を超える実務経験 7年を超える実務経験（大学卒業後）	技術士法に基づき科学技術に関する高等の専門的応用能力を有することと認められていること、維持管理・問題解決・住民対応・能担管理・計画・設計業務に係わる主任技術者、ストロークマネジメント計画見直し・詳細設計業務の管理・照査技術者、および修繕業務の主任技術者に適用可能と評価する。	業務責任者（マンホール等） ・点検業務（排水部門主管） ・調査業務 ・管き・維持管理業務 ・雨天時放流水質調査業務 ・通線移動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・非日常緊急対応業務 ・データ管理業務 管理技術者・照査技術者 ・ストロークマネジメント計画見直し業務 ・詳細設計業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●	●	●	●
3	技術士 (総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））	国	文部科学省	技術士法第3条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者。 【技術士の定義】	- 技術士補取得後7年を超える実務経験 10年を超える実務経験（大学卒業後）	技術士法に基づき河川・砂防等に関する高等の専門的応用能力（総合技術監理部門においては総合的な能力）を有することと認められていること、維持管理・問題解決・住民対応・能担管理・計画・設計業務に係わる主任技術者、ストロークマネジメント計画見直し・詳細設計業務の管理・照査技術者、および修繕業務の主任技術者に適用可能と評価する。	点検業務（排水部門主管） ・点検業務 ・調査業務 ・管き・維持管理業務 ・雨天時放流水質調査業務 ・通線移動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・非日常緊急対応業務 ・データ管理業務 管理技術者・照査技術者 ・ストロークマネジメント計画見直し業務 ・詳細設計業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●	●	●	●
4	技術士 (RCM (下水道))	民間	一般社団法人建設コンクリート協会	n	- 技術士補取得後4年を超える実務経験 7年を超える実務経験（大学卒業後）	技術士法に基づき河川・砂防等に関する高等の専門的応用能力を有することと認められていること、維持管理・問題解決・住民対応・能担管理・計画・設計業務に係わる主任技術者、ストロークマネジメント計画見直し・詳細設計業務の管理・照査技術者、および修繕業務の主任技術者に適用可能と評価する。	点検業務（排水部門主管） ・点検業務 ・調査業務 ・管き・維持管理業務 ・雨天時放流水質調査業務 ・通線移動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・非日常緊急対応業務 ・データ管理業務 管理技術者・照査技術者 ・ストロークマネジメント計画見直し業務 ・詳細設計業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●	●	●	●
5	RCM (下水道)	民間	一般社団法人建設コンクリート協会	n	- 技術士補取得後4年を超える実務経験 7年を超える実務経験（大学卒業後）	技術士法に基づき河川・砂防等に関する高等の専門的応用能力を有することと認められていること、維持管理・問題解決・住民対応・能担管理・計画・設計業務に係わる主任技術者、ストロークマネジメント計画見直し・詳細設計業務の管理・照査技術者、および修繕業務の主任技術者に適用可能と評価する。	業務責任者（マンホール等） ・点検業務（排水部門主管） ・調査業務 ・管き・維持管理業務 ・雨天時放流水質調査業務 ・通線移動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・非日常緊急対応業務 ・データ管理業務 管理技術者・照査技術者 ・ストロークマネジメント計画見直し業務 ・詳細設計業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●	●	●	●
6	下水道管路管理総合技士	民間	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道及び下水道管路施設に関して高等の専門知識と見識を有し、業務に關して的確な判断ができ、安全管理、教育等について指導監督ができるほか維持管理計画等を立案し、必要な技術提案が出来る者。【資格の種類と水準】	7年以上の実務経験 - 技術士第一次試験（上下水道部門）もしくは技術士第二次試験（上下水道部門）（選択科目：下水道）の合格者、日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）合格者、日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（施設）合格者、日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（第2種・第3種）合格者のいずれか）の合格者のいずれかを有する者	協会の規定により、下水道管路施設の維持管理計画の立案、技術提案、および現場の指導監督ができること、高度な専門知識、見識を有すると認定されていることから、維持管理・問題解決・住民対応・能担管理業務に係わる業務責任者、および修繕業務の主任技術者に適用可能と評価する。	業務責任者（マンホール等） ・点検業務（排水部門主管） ・調査業務 ・管き・維持管理業務 ・雨天時放流水質調査業務 ・通線移動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・非日常緊急対応業務 ・データ管理業務 管理技術者・照査技術者 ・ストロークマネジメント計画見直し業務 ・詳細設計業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●	●	●	●
7	下水道管路管理主任技士	民間	n	下水道及び下水道管路施設に関して専門知識を有し、専門技士や作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実行できるほか、施工（業務）計画書や成果報告書の作成ができる者。【資格の種類と水準】	5年以上の実務経験 - 技術士第一次試験（上下水道部門）もしくは技術士第二次試験（上下水道部門）（選択科目：下水道）の合格者、日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）合格者、日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（施設）合格者、日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（第2種・第3種）合格者のいずれか）の合格者のいずれかを有する者	協会の規定により、下水道管路施設の専門知識を有し、現場への指示や施工計画・報告書作成を適切に実行する能力を有すると認定されていることから、維持管理・問題解決・住民対応・能担管理業務に係わる業務責任者、および修繕業務の主任技術者に適用可能と評価する。	業務責任者（マンホール等） ・点検業務（排水部門主管） ・調査業務 ・管き・維持管理業務 ・雨天時放流水質調査業務 ・通線移動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・非日常緊急対応業務 ・データ管理業務 管理技術者・照査技術者 ・ストロークマネジメント計画見直し業務 ・詳細設計業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●	●	●	●

No	資格名称	種別	所管	内容	受験条件	評価	業務種類	業務 責任者	管理・ 技術者	監査・ 技術者	主任・ 技術者
1	1級土木施工管理技士	国	国土交通省	建設業法に基づき、大規模な土木工事や公共工事など の施工現場において、工役・安全・品質等の施工管理 を統括し、監理技術者等として適切な施工の確保や重 任ある技術的指導監督ができる者。【受検の手引(1級 第一次検定・第二次検定)新受検資格】	1級土木施工管理技術検定(第一次・第 二次)合格者。第一次検定：19歳以 上。第二次検定：第一次検定合格(技 士補)および所定の業務経験を有する 者(令和6～10年度は新・旧受検資格あ り)。	・建設業法に基づく国家資格として、土木工事におけ る施工計画、工役、品質、安全管理等の施工管理能 力と有し、一定の要件を満たす場合には監理技術者 として工事統括できる資格であることから、維持 管理・住民対応・統括管理業務に係る業務責任者お よび修繕業務の主任技術者として適用可能と評価す る。	業務責任者(マンホール等) ・点検業務 ・点検業務(排水部門補管) ・調査業務 ・管上・維持管理業務 ・通電初動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・データ管理業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●			●
2	2級土木施工管理技士	国	国土交通省	建設業法に基づき、一般建設事業等における営業所の 施工管理や中規模以下の土木工事現場における主任 技術者として、工役・安全・品質等の施工管理を適正 に実施・監督できる者。【受検の手引(2級第一次検定 前期)】	2級土木施工管理技術検定(第一次・第 二次)合格者。第一次：17歳以上、 第二次：第一次合格+所定の業務経 験。	・建設業法に基づく国家資格として、土木工事におけ る施工計画、工役、品質、安全管理等の施工管理能 力と有し、主任技術者として工事の施工管理を担う ことができる資格であることから、維持管理・住民 対応・統括管理業務に係る業務責任者および修繕業 務の主任技術者として適用可能と評価する。	業務責任者(マンホール等) ・点検業務 ・点検業務(排水部門補管) ・調査業務 ・管上・維持管理業務 ・通電初動対応業務 ・非常時緊急対応業務 ・データ管理業務 ・主任技術者 ・修繕業務	●			●
9											
10	下水道法第22条の3有資格者 (下水道法施行令第15条)	国	(下水道法)	(設計者等の資格) 第二十二条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置 し、又は拡張する場合、政令で定める場合を除くが、同 条において規定する事項については、政令で定める資格 を有する者以外の者に委任することという。【政令で定め る事項を有する者】 その者の責任において工事を実施され、政令で定める資格 を有することという。)については、政令で定める資格 を有する者以外の者に委任してはならない。 2. 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のう ち政令で定める事項については、政令で定める資格を 有する者以外の者に委任してはならない。	(下水道工学を履修した大学卒業後) ・計画・設計：7年 ・排水施設の監督管理等：1年	・下水道法および同施行令に基づき、公共下水道の設 置・拡張にかかる設計、工事の監督管理、および維 持管理を行うための法的な要件(資格)を満たして いることから、維持管理業務に係る業務責任者とし て適用可能と評価する。	業務責任者(マンホール等) ・点検業務(排水部門補管) ・調査業務 ・管上・維持管理業務 ・データ管理業務	●			
11	下水道管理技術認定試験 (管務施設)	民間	地方公共団体 日本下水道事業団 (日本下水道事業団法)	管務施設の維持管理の適切に行うために必要とされる 技術を有する者。【試験区分及び対象】	なし	・日本下水道事業団による認定試験に基づき、管務施設 の維持管理を適切に行うために必要な技術・専門 知識を有することが証明されていることから、統括 管理業務に係る業務責任者として適用可能と評価す る。	業務責任者 ・データ管理業務	●			
12	建設コンサルタント登録規則第3条 第1号ロに該当するもの(下水道に 限る)	国	国土交通省	大学または高等専門学校等を卒業後、下水道部門に係 る業務に20年以上従事した者。または同規則の別表に 定める要件を満たし、国土交通大臣から技術士と同範 度の知識および技術を有する者として認定された者を いう。ただし、総合技術監理部門の技術士第二次試験 合格者は除かれる。【建設コンサルタント登録規則】		・建設コンサルタント登録規則に基づき、下水道部門 において技術士と同等以上の知識および技術・経験 を有すると認定されていることから、詳細設計業務 における管理・調査技術者として適用可能と評価す る。	管理技術者・調査技術者 ・詳細設計業務		●	●	

別紙「貸与資料等リスト」（貸与資料および貸与品）

種 類	様 式
下水道台帳	委託者が用意する下水道台帳管理システムによる
下水道工事竣工図	委託者が用意する下水道台帳管理システムによる
供用開始区域図	委託者が用意する下水道台帳管理システムによる
維持管理情報	委託者が用意する過去の維持管理図書による

別紙「参考図書」

- 1 秋田県土木部共通仕様書（上下水道編）
- 2 設計業務等委託共通仕様書
- 3 施工計画書作成マニュアル（土木工事編）
- 4 施工管理基準（土木編）
- 5 秋田市配管工事標準仕様書
- 6 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 7 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- 8 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- 9 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- 10 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- 11 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- 12 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
- 13 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き（案）（日本下水道協会）
- 14 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- 15 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 16 水理公式集（土木学会）
- 17 コンクリート標準示方書（土木学会）
- 18 日本工業規格（JIS）
- 19 日本下水道協会規格（JSWAS）
- 20 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- 21 土木工学ハンドブック（土木学会）
- 22 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- 23 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- 24 道路構造令，同解説と運用（国土交通省，日本道路協会）
- 25 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針
（JIS A 7501：2013）（日本規格協会）
- 26 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 27 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- 28 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- 29 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～
（下水道新技術推進機構）
- 30 管きょ更生工法の品質管理技術資料（下水道新技術推進機構）
- 31 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（下水道新技術推進機構）
- 32 マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）
（日本下水道管路管理業協会）
- 33 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）

- 34 取付管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- 35 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- 36 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- 37 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- 38 マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- 39 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（下水道新技術推進機構）
- 40 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 41 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（下水道新技術推進機構）
- 42 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）

別紙「リスク分担表」

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結	委託者の責により契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合	○	
		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合		○
		受託者に合理的な理由がなく、本委託業務に直接関係する承認が得られない場合		○
	法令等の変更	本委託業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託業務に直接関係しない法令等の変更		○
	税制の変更	本委託業務に関する新税制度の設立および税率の変更	○	
		法人に課される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の変更		○
	第三者賠償	受託者の行った不適切な業務により第三者に与えた損害		○
		上記以外の原因により第三者に与えた損害	○	
	環境保全	受託者の行った不適切な業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動、臭気等の環境問題		○
		上記以外のもの	○	
	事業中止および延期	委託者の指示又は議会の不承認によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の事業放棄および破産によるもの		○
	物価金利変動	履行期間中のインフレーションおよびデフレーション	○	
	不可抗力	自然災害又は人為災害による中止又は延期	○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
維持管理	計画変更	委託者による事業内容又は用途の変更に関するもの	○	
	業務量の増大	自然災害もしくは人為災害又はその他の要因（広域に被害が生じる災害を除く。）による業務の増大		○
		上記以外のもの	○	
	修繕費の増大	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外のもの	○	
	施設損傷	受託者が行った不適切な業務に起因する施設等の損害		○
		上記以外	○	

※ 上記以外のリスク分担については、協議のうえ定めるものとする。

別紙「過去の実績資料」（参考値）

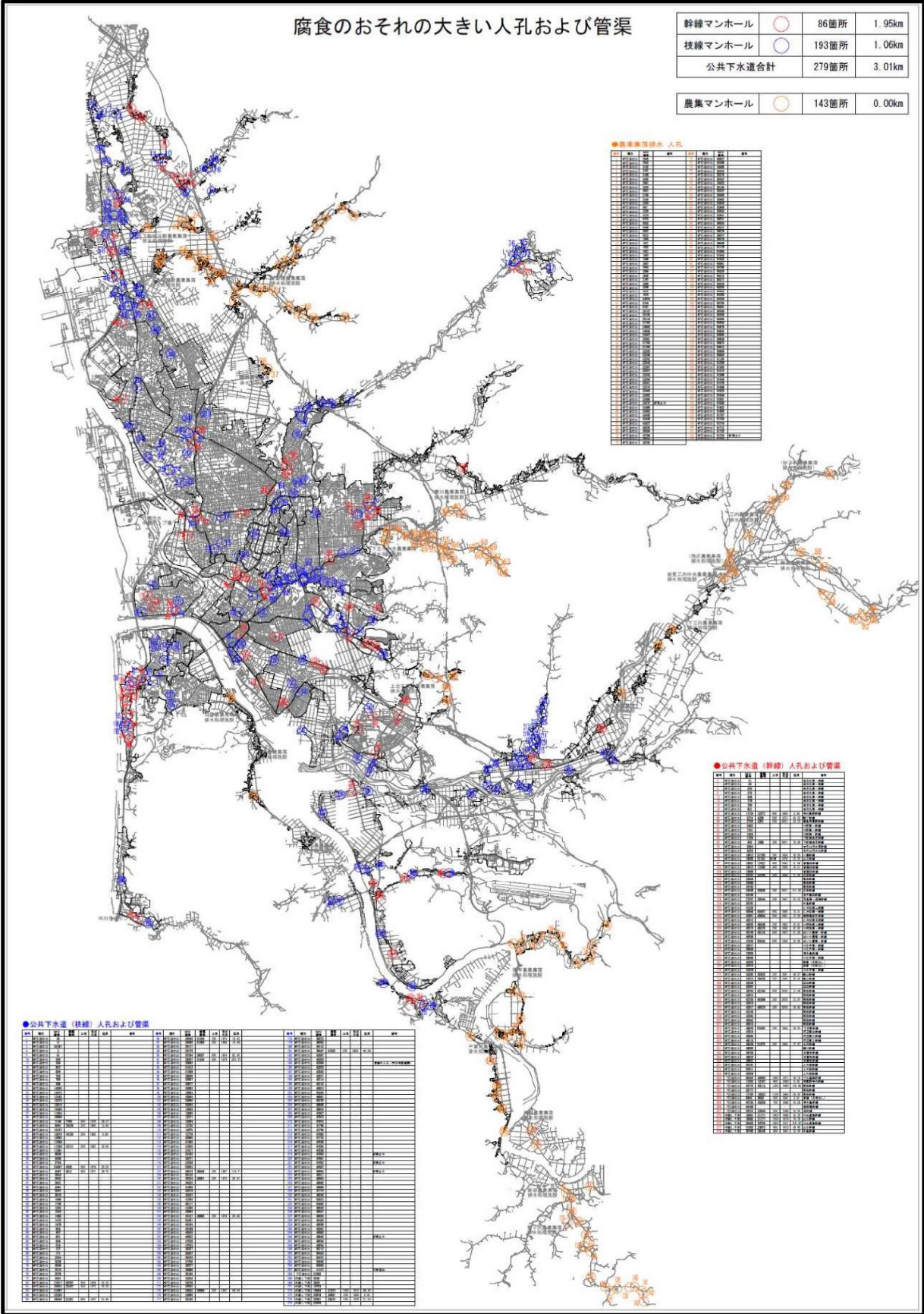
業務		件数（過去5箇年）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
管路等調査	件数	127	120	140	156	549
	時間	170	110	204	257	403
管路等清掃	件数	396	311	304	253	346
	時間	802	597	442	632	677
応急修繕	件数	655	462	708	477	847
	時間	992	743	1,054	859	1032
小規模修繕 （小破等）	箇所数	538	167	208	134	208
	金額	121,018 千円	91,425 千円	95,061 千円	58,821 千円	100,253 千円
通報初動対応 （平日日中）	件数	967	861	936	643	667
通報初動対応 （休日および夜間）	件数	72	57	112	93	93
非常時緊急対応業務		3	0	2	0	0

特記仕様書 1

マンホール点検業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第 1 条 業務場所は、調査業務の対象管渠の前後のマンホールおよび次の位置図で示す 5 年に 1 回の点検が必要な腐食の恐れが大きい箇所(腐食の恐れが大きい人孔および管渠)のマンホール等とし、詳細については監督員の指示によるものとする。

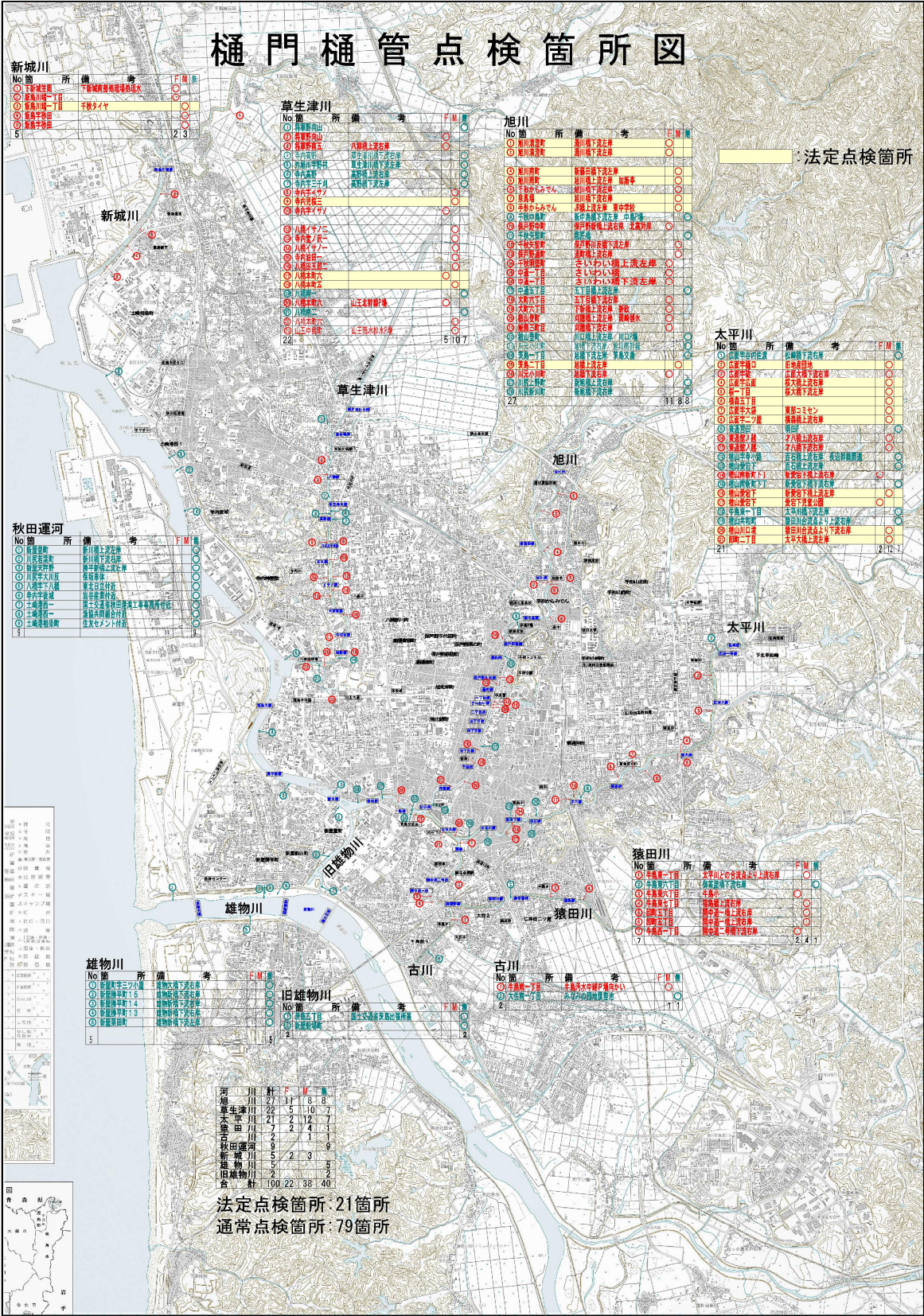


特記仕様書 2

排水樋門樋管点検業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第1条 業務場所は、秋田市内の河川（一級河川旭川ほか）における秋田市上下水道局管理の河川構造物（水門・樋門・樋管）の内、堤外地が計画高水位より低い区域にゲートが設置されている箇所（21箇所）と堤外地が計画高水位より高い区域にゲートが設置されている箇所（79箇所）とし、以下の位置図による。なお、詳細については監督員の指示によるものとする。



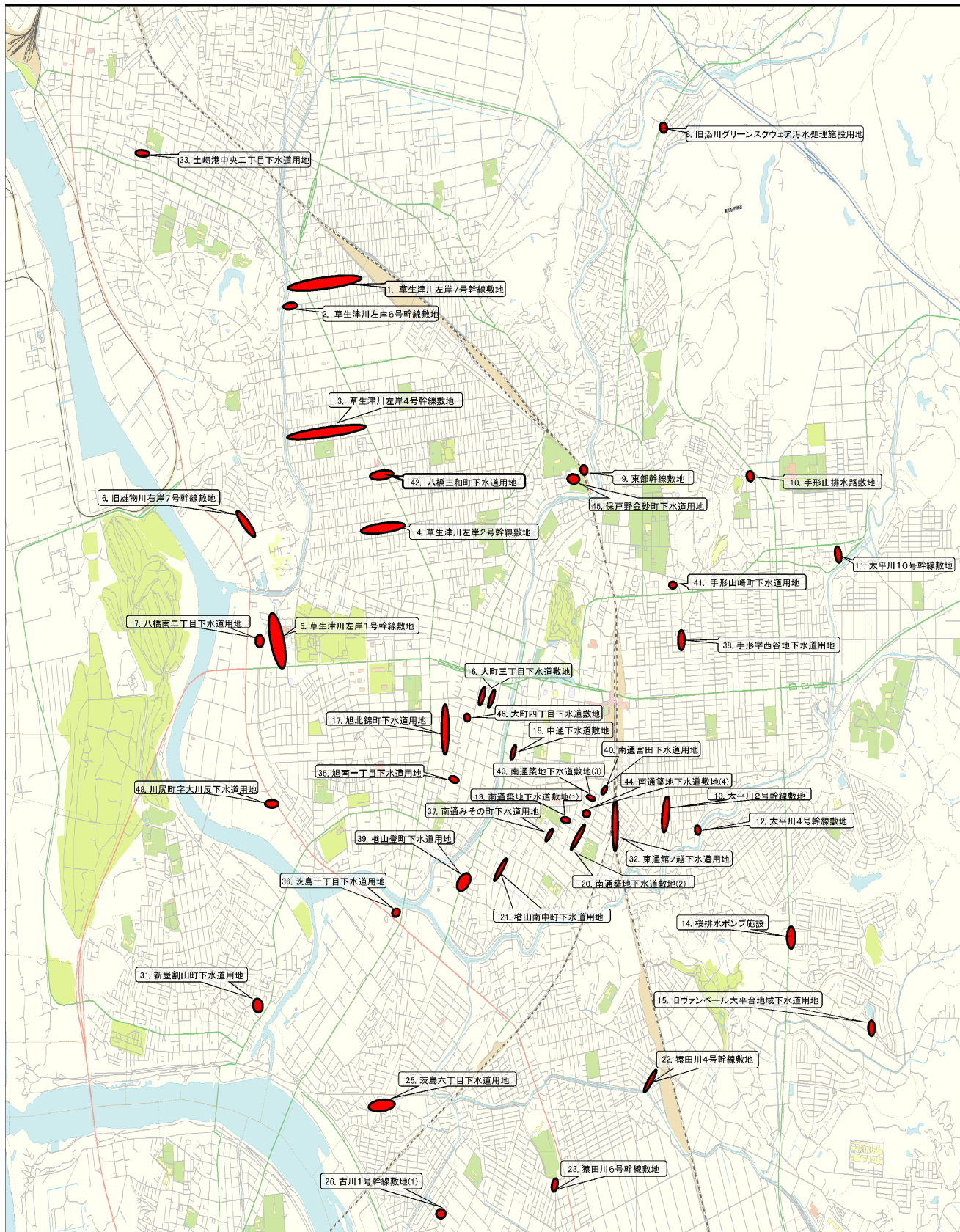
特記仕様書 3

下水道敷地草刈業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第1条 業務場所は下水道敷地 48箇所とし、場所は次の位置図による。なお、詳細については監督員の指示によるものとする。

草刈箇所図 北部・東部



草刈箇所図 西部・南部

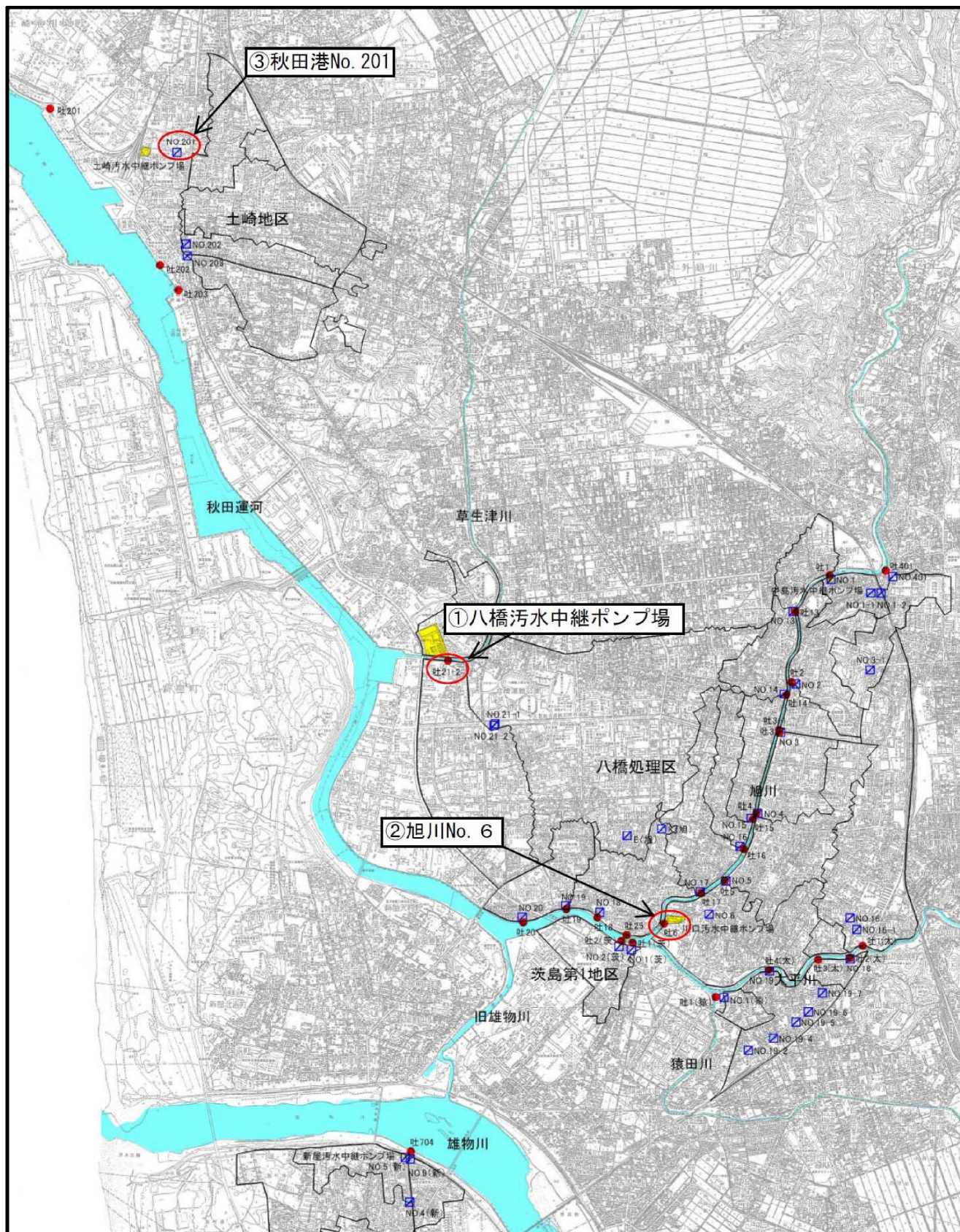


特記仕様書 4

雨天時放流水質調査業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第1条 業務場所は、合流改善計画で定める3箇所の雨水吐口であり、解析については秋田臨海処理センターを含むものである。場所は次の位置図による。なお、詳細については監督員の指示によるものとする。



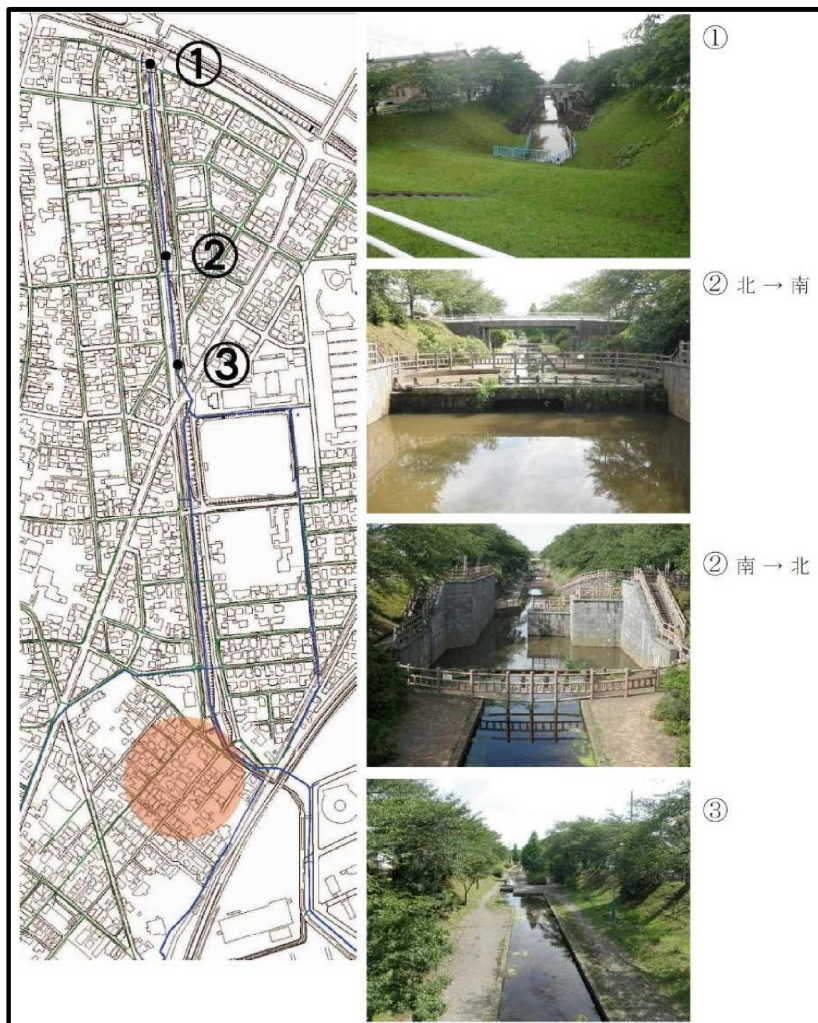
特記仕様書 5

非常時緊急対応業務に関する特記仕様書

(業務場所)

第1条 業務場所は以下の位置図による。降雨や河川の増水状況に応じ、必要な体制を整えるとともに、常に迅速な対応を図る。夜間・休日等を問わず、必要に応じて、排水ポンプや発電機の設置・撤去等の対応を実施する。なお、その他の詳細については監督員の指示によるものとする。

1 新屋大川端帯状公園 (雄物川左岸3号幹線関連)



2 横森一丁目付近 (太平川3号幹線関連)

